

# 埼玉県広域受援計画

資料編

令和6年3月

埼玉県

## 目 次

### 《総論》

1-1	震災時等の相互応援に関する協定（関東地方知事会）	1
1-2	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	5
1-3	九都県市災害時相互応援等に関する協定	9
	九都県市災害時相互応援等に関する協定実施細目	13
1-4	関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定	28
1-5	群馬県、埼玉県、新潟県の災害時相互応援及び防災協力に関する協定	32

### 《防災拠点》

2-1	防災基地一覧	35
2-2	県営公園一覧	36
2-3	防災拠点校一覧	37
2-4	舟運輸送拠点一覧	38
2-5	大規模施設一覧	38
2-6	災害応急対策活動拠点一覧	39
2-7	広域支援拠点一覧	46
2-8	広域物資拠点候補地一覧	46
2-9	地域内輸送拠点一覧	46
2-10	災害時応援物流団地一覧	49

### 《救助・救急、消防活動等に係る応援の受入れ》

3-1	緊急消防援助隊の応援等要請（県→消防庁）	50
3-2	応援等要請のための連絡事項（市町村→消防庁、県）	51
3-3	災害派遣の要請について（市町村→県）	52
3-4	災害派遣の要請について（県→自衛隊）	53
3-5	進出拠点一覧	54
3-6	埼玉県内飛行場外離着陸場一表	55

### 《保健医療救護活動に係る応援の受入れ》

4-1	埼玉県内災害拠点病院一覧	62
-----	--------------	----

### 《災害応急対策を実施する人的応援の受入れ》

5-1	埼玉県・市町村人的相互応援に関する要綱	63
5-2	応急対策職員派遣制度に関する要綱	69

### 《物資支援の受入れ》

6-1	救援物資要請受付書	91
-----	-----------	----

「震災時等の相互応援に関する協定」

(趣 旨)

第1条 この協定は、関東地方知事会を組織する知事の協議により、東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県及び長野県（以下「都県」という。）において、地震等による災害又は武力攻撃事態等若しくは緊急処理事態（以下「災害」という。）において、被災した都県（避難住民（都県以外からの避難住民を含む。）を受入れている都県を含む。以下「被災都県」という。）独自では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害対策基本法第5条の2、同法第8条第2項第12号及び同法第74条第1項の規定又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第3条第4項及び同法第172条第4項の規定並びに同法第32条第2項第6号及び同法第182条第1項の規定による地方公共団体相互の広域的な連携協力に関する基本方針の内容並びに友愛精神に基づき、都県が相互に救援協力し、被災都県の応急対策及び復旧対策を円滑に実施するため、必要な応援その他の事項について定める。

(連絡窓口)

第2条 都県は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、都県において激甚な災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

2 都県は、災害時の情報交換手段を確保するため、複数の通信連絡網整備に努めるものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

(1) 物資等の提供及びあっせん

ア 食料、飲料水及びその他の生活必需物資

イ 避難、救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資

ウ 避難、救援及び救助活動に必要な車両・舟艇等

(2) 応急対策に必要な職員の派遣等

ア 避難、救援、救助及び応急復旧等に必要な職員

イ ヘリコプターによる情報収集等

ウ 応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアのあっせん

(3) 施設又は業務の提供若しくはあっせん

ア 傷病者の受入れのための医療機関

イ 被災者を一時収容するための施設

ウ 火葬場、ゴミ・し尿処理業務

エ 仮設住宅用地

オ 輸送路の確保及び物資拠点施設

(4) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

2 都県は、前項の応援が円滑に実施できるよう、物資、資機材等の確保、備蓄に努めるものとする。

(カバー都県・協力都県の設置)

第4条 都県は、協議により、被災都県に対し直接応援をする都県（以下「カバー都県」という。）をあらかじめ定めることができる。

2 カバー都県は、被災都県を直接的・物的に支援するほか、被災都県を応援する都県の選定及び連絡調整並びに国や全国知事会等との連絡調整に関し、被災都県を補完することを主な役割とする。

3 カバー都県以外で被災しなかった都県（以下「協力都県」という。）は、被災都県又はカバー都県からの要請に基づき、被災都県の応援に協力するものとする。

(幹事都県の役割)

第5条 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（以下「全国協定」という。）第3条第1項に規定する関東地方知事会の幹事県（以下「幹事都県」という。）は、全国協定第3条第5項の規定に掲げる役割を担うものとする。

(幹事代理都県の設置)

第6条 幹事都県が被災等によりその事務を遂行できなくなった場合、幹事都県に代わって職務を代行する都県（以下「幹事代理都県」という。）を置く。

2 幹事代理都県は、別に定める順序に従い幹事都県が指名する。

(連絡員の派遣)

第7条 災害が発生し、被災都県から連絡員の派遣の求めがあったとき、又はカバー都県が必要があると認めたときは、カバー都県は、被災都県に対して連絡員を派遣し、被災地の情報収集を行うものとする。

2 カバー都県は、連絡員を派遣する場合においては、派遣職員自らが消費又は使用する物資を携行するなど自律的活動に努めるものとする。

(応援要請の方法)

第8条 応援を受けようとする都県は、次の事項について、カバー都県に対し口頭又は文書で要請を行い、応援する都県が決定した後に、応援することとなった都県に対し、文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 第3条第1項各号に掲げる応援の要請内容
- (3) 応援の場所及び応援場所への経路
- (4) 車両、航空機、船舶の派遣場所
- (5) 応援の期間
- (6) 要請担当責任者氏名及び連絡先
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の自主出動)

第9条 カバー都県及び協力都県は、前条の規定にかかわらず、緊急に応援出動をすることが必要と認められるときは、第7条の規定による連絡員が収集した情報等により自主的に応援活動に出動できるものとする。

- 2 カバー都県及び協力都県は、前項による自主出動を実施した際には、被災都県及び他の都県に対して、出動の連絡を行うものとする。
- 3 カバー都県及び協力都県は、自主的な応援活動のために職員を派遣する場合には、第7条第2項に準じて、自立的活動に努めるものとする。

(応援受入れ体制)

第10条 都県は、災害時における他の都県からの連絡員、応援要員及び応援物資等を受け入れるための体制、施設及び場所等をあらかじめ定めておくものとする。

(応援経費の負担)

第11条 応援に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、応援を受けた都県が負担するものとする。

- 2 応援を受けた都県が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた都県から要請があった場合には、応援した都県は、当該費用を一時繰替（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。）支弁するものとする。
- 3 第7条の規定による連絡員の派遣及び被災地における情報収集活動に要した経費は、カバー都県が負担するものとする。
- 4 前3項の規定によりがたいときは、その都度、応援を受けた都県と応援した都県の間で協議して定めるものとする。

(他の協定との関係)

第12条 この協定は、全国協定及び都県が個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第13条 都県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(資料の交換)

第14条 都県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画、国民の保護に関する計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(連絡会議の設置)

第15条 都県は、災害発生時の迅速かつ効果的な応援体制の確立を図るため、連絡会議を設置するものとする。

(その他)

第16条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、都県が協議して別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成8年6月13日から適用する。

2 昭和52年6月16日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成14年3月31日から適用する。

2 平成8年6月13日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成16年2月24日から適用する。

2 平成14年3月31日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成20年2月6日から適用する。

2 平成16年2月24日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成25年7月31日から適用する。

2 平成20年2月6日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成31年3月31日から適用する。

2 平成25年7月31日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書10通を作成し、各都県記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成31年3月31日

## (資料編 1 - 2)

### 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

#### (趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第23号）第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合において、各ブロック知事会（以下「ブロック」という。）で締結する災害時の相互応援協定等では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

#### (都道府県の役割)

第2条 都道府県は、応援を必要とする都道府県（以下「被災県」という。）に対して、相互扶助の精神に基づき、全国知事会の調整の下で行われる全国的な広域応援に協力するものとする。

2 都道府県は、前項における広域応援の実効性を高めるため、日頃より、都道府県間及びブロック間における連携を強め、自律的な支援が可能となる体制を構築することに努めるものとする。

#### (ブロック幹事県の設置等)

第3条 被災県に対する応援を円滑に実施するため、次表の各ブロックに幹事県を置く。

ブロック知事会名	構成都道府県名
北海道東北地方知事会	北海道 青森県 秋田県 岩手県 山形県 宮城県 福島県 新潟県
関東地方知事会	東京都 群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 長野県
中部圏知事会	富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県 長野県 静岡県 福井県 滋賀県
近畿ブロック知事会	福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 兵庫県 鳥取県 徳島県
中国地方知事会	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国知事会	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州地方知事会	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 山口県

- 2 複数のブロックに所属する都道府県の所属ブロックについては、別に定めるところによるものとする。
- 3 幹事県は、原則として各ブロック知事会の会長都道府県又は常任世話人県をもって充てる。ただし、ブロック内の協議により、会長都道府県又は常任世話人県以外の都道府県を幹事県とした場合は、この限りでない。
- 4 各ブロックにおいては、ブロック内での相互応援協定等を締結し、被災した都道府県ごとに支援を担当する都道府県（カバー（支援）県）を定めるなど、ブロック内での支援体制の構築に努めるものとする。
- 5 幹事県は、被災県に対する応援を速やかに行うため、自らのブロック内の総合調整を行い、ブロック内での支援では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合には、全国知事会に対し、広域応援の要請を行うものとする。
- 6 幹事県が被災等によりその事務を遂行できなくなったブロックは、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、幹事県に代って職務を行う都道府県（以下「幹事代理県」という。）を決定し、幹事代理県となった都道府県はその旨を全国知事会に報告するものとする。

（災害対策本部等の設置）

第4条 全国知事会は、本協定に定める広域応援等の調整を行う場合は、必要に応じて災害対策本部等（以下「対策本部」という。）を設置することができる。

- 2 対策本部の設置及び運営等は、別に定める。

（広域応援の実施）

第5条 全国知事会は、被災県の属するブロックの幹事県から、第3条第5項に基づく広域応援の要請があった場合には、全国的な広域応援を実施するため、都道府県に対して応援の要請を行う。

- 2 全国知事会から応援の要請を受けた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。
- 3 通信の途絶等により、第3条第5項の要請がなされない場合にあっては、広域応援の必要があると認められる場合には、全国知事会は第1項に規定する広域応援の要請を行うことができる。

（業務の代行）

第6条 首都直下地震等により、第4条から前条までの全国知事会による広域応援に係る調整が困難な場合には、関東地方知事会の幹事県が、広域応援に関する業務を代行する。

- 2 前項の場合において、関東地方知事会の幹事県による広域応援に関する業務の代行が困難なときは、近畿ブロック知事会の幹事県が、広域応援に関する業務を代行する。



(経費の負担)

第7条 広域応援を行った都道府県が当該広域応援に要した経費は、原則として広域応援を受けた被災県の負担とする。ただし、被災県と広域応援を行った都道府県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

2 被災県は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、広域応援を行う都道府県に当該費用の一時繰替え（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁を求めることができるものとする。

3 被災県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした都道府県に対し繰戻しをしなければならない。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、都道府県がブロック及び個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第9条 全国知事会及び都道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、全国知事会会長が別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成18年7月12日から適用する。

2 平成8年7月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成19年7月12日から適用する

2 平成18年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成24年5月18日から適用する。

2 平成19年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成30年11月9日から適用する

2 平成24年5月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、令和3年11月22日から適用する

2 平成30年11月9日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書の正本を全国知事会において保有するとともに、各都道府県に対しその写しを交付するものとする。

令和3年11月22日

全国知事会 会長  
鳥取県知事 平井 伸治

全国知事会 危機管理・防災特別委員会委員長  
神奈川県知事 黒岩 祐治

全国知事会 東日本大震災復興協力本部本部長  
静岡県知事 川勝 平太

北海道東北地方知事会 会長  
青森県知事 三村 申吾

関東地方知事会 会長  
山梨県知事 長崎 幸太郎

中部圏知事会 会長  
愛知県知事 大村 秀章

近畿ブロック知事会 会長  
大阪府知事 吉村 洋文

中国地方知事会 会長  
山口県知事 村岡 嗣政

四国知事会 常任世話人  
愛媛県知事 中村 時広

九州地方知事会 会長  
大分県知事 広瀬 勝貞

(資料編 1 - 3)

## 九都県市災害時相互応援等に関する協定

制 定 平成 22 年 4 月 1 日

一部改正 平成 26 年 2 月 13 日

一部改正 令和 2 年 9 月 30 日

首都圏を構成する埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市（以下「九都県市」という。）は、九都県市域内において災害等が発生し被災都県市だけでは十分な応急措置ができない場合及び九都県市域外において災害等が発生し応援の必要がある場合において、九都県市の相互連携と協力の下、被災した自治体の応急対策及び復旧対策を応援するため、次のとおり協定を締結する。

(災害等の定義)

第 1 条 この協定における「災害等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害
- (2) 不法行為に起因する大規模被害その他九都県市が必要と認める事象

(応援の種類)

第 2 条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣
  - ア 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資器材の提供及びあっせん
  - イ 被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供及びあっせん
  - ウ 情報収集及び救援・救助活動に必要な車両、ヘリコプター、舟艇等の提供及びあっせん
  - エ 救助、応急復旧等に必要な人員の派遣
- (2) 医療機関への被災傷病者等の受入れ及びあっせん
- (3) 被災者を一時的に受け入れるための施設の提供及びあっせん
- (4) 被災児童・生徒の教育機関への受入れ及びあっせん
- (5) 救援物資等の荷さばき場、仮設住宅用地、火葬場及びごみ、し尿等の処理施設の提供及びあっせん
- (6) 避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同啓開その他の都県市境付近における必要な措置
- (7) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる事項

(連絡員の派遣)

第 3 条 災害が発生し、被災都県市からの連絡員の派遣の求めがあったとき、又は他の都県市が必要があると認めたときは、他の都県市は被災都県市に対して連絡員を派遣

し、被災地の情報収集を行うものとする。

(応援調整都県市の設置)

第4条 九都県市は、被災都県市への効率的な応援を実施するため、その調整を行う応援調整都県市をあらかじめ定める。この場合において、設置に関して必要な事項は、別に定める実施細目による。

2 被災都県市と応援都県市との連絡調整は、原則として、前項に規定する応援調整都県市を経由して行う。

(現地連絡本部の設置)

第5条 前条第1項に規定する応援調整都県市は、被災都県市の情報を収集するために、現地連絡本部を設置することができる。

(応援の要請及び実施)

第6条 被災都県市からの応援の要請に基づき、他の都県市が応援するに当たって必要な事項は、別に実施細目により定める。

(応援の自主出動)

第7条 災害等の発生により、被災都県市との連絡に著しい支障が発生している場合で、第3条の規定による連絡員が収集した情報等から緊急に応援出動をすることが必要であると認められるときは、他の都県市は、自主的な判断に基づき必要な応援を行う。

2 前項に規定する自主的な判断に基づく出動（以下「自主出動」という。）をした都県市は、応援内容等を被災都県市に速やかに連絡する。

3 自主出動した都県市は、相互に協力して災害に係る情報を収集し、その情報を被災都県市に提供する。

(応援経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、原則として、第6条の規定による応援の要請をした都県市の負担とする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条の規定による連絡員の派遣に要した経費は、派遣を行った都県市が負担するものとする。

3 第7条第1項の規定による応援に要した経費及び前2項によりがたい場合の経費の負担については、九都県市で別途協議する。

(平常時からの取組)

第9条 九都県市は、災害等の発生時における相互応援を円滑に行うため、平常時から連携して、次に掲げる取組を推進する。

(1) 応援受入体制の整備

他の都県市からの応援物資及び派遣人員を受け入れるための場所又は施設を定める。

(2) 通信体制の整備

複数の通信体制を整備することにより、共通の連絡手段を確保するように努める。

(3) 情報の共有

協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要な情報を共有し、連携して対策を強化する。

(4) 訓練の実施

この協定の実効性を確保するために、相互に協力して必要な訓練を実施する。

(5) その他

前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる事項

(九都県市域外への応援)

第10条 九都県市域外において大規模な災害等が発生し、甚大な被害が想定される場合は、九都県市の相互連携と協力の下、被災した自治体への応援を行う。

2 前項に規定する応援の内容等については、第2条から第8条までの規定に準じて、被災した自治体の状況、要請等を考慮し、九都県市が協議して定める。

(協定に関する協議)

第11条 この協定に関し必要な事項は、九都県市防災・危機管理対策委員会において協議する。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項は、九都県市が協議して定める。

附 則

(実施期日)

この協定は、平成22年4月1日から実施する。

附 則 (平成26年2月13日一部改正)

(実施期日)

この協定は、平成26年2月13日から実施する。

附 則 (令和2年9月30日一部改正)

(実施期日)

この協定は、令和2年9月30日から実施する。

この協定の締結を証するため、本協定書9通を作成し、各都県市は記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年9月30日

埼玉県知事 大野元裕

千葉県知事 森田健作

東京都知事 小池百合子

神奈川県知事 黒岩祐治

横浜市長 林文子

川崎市長 福田紀彦

千葉市長 熊谷俊人

さいたま市長 清水勇人

相模原市長 本村賢太郎

(資料編 1 - 3)

九都県市災害時相互応援等に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、九都県市災害時相互応援等に関する協定(以下「協定」という。)の実施に関し、必要な事項を定める。

(連絡員の派遣)

第2条 協定第3条に規定する連絡員の役割は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 被災都県市の被害情報の収集
- (2) 被災都県市が必要とする応援の種類、数量等に係る連絡調整
- (3) 前2号に定めるもののほか必要な事項

(応援調整都県市の設置)

第3条 協定第4条に規定する応援調整都県市は、別表のとおりとする。

- 2 被災都県市は、前項に規定する応援調整都県市が設置されていないときは、速やかに設置するように他の都県市に求めることができる。
- 3 災害の規模等により、応援調整都県市による調整が困難なときは、九都県市共同運営による応援調整本部を設置することができる。この場合においては、当該応援調整本部が応援調整都県市の役割を担うものとする。

(応援要請の手続)

第4条 被災都県市は、次の事項を明らかにして、文書又は口頭で、応援調整都県市に応援を要請する。

ただし、その内容は応援要請の時点で判別しているもので差し支えない。

- (1) 被害の概要
  - (2) 物資等の提供及びあっせんに関する応援(以下「物的応援」という。)を要請するときは、物資等の品目、数量、受領場所等
  - (3) 人員の派遣に関する応援(以下「人的応援」という。)を要請するときは、活動内容、要請人数・場所・期間等
  - (4) その他の応援を要請するときは、要請の内容、場所・期間等
  - (5) 前各号に定めるもののほか必要な事項
- 2 応援調整都県市は、前項の要請を受けたときは、他の都県市と調整して、応援の可否並びに応援都県市及び応援内容を決定し、その結果を被災都県市に連絡するものとする。
  - 3 前項の連絡を受けた被災都県市は、できる限り速やかに応援要請書(様式1)を応援都県市に送付するとともに、その写しを応援調整都県市に送付する。

(応援実施の手続)

第5条 応援都県市は、応援を行う次の事項について応援計画を作成する。

- (1) 物的応援をするときは、物資等の品目、数量、搬入場所等
- (2) 人的応援をするときは、活動内容、派遣人数・場所・期間等
- (3) その他の応援をするときは、応援の内容、場所・期間等
- (4) 前各号に定めるもののほか必要な事項

2 応援都県市は、応援調整都県市と必要な調整を行った上で、応援を実施する。

3 応援都県市は、速やかに応援通知書(様式2)を被災都県市に送付するとともに、その写しを応援調整都県市に送付する。

(応援物資の受領通知)

第6条 被災都県市は、前条に基づく物資等を受領したときは、応援都県市に応援物資受領書(様式3)を送付する。

(応援終了の報告)

第7条 応援都県市は、応援を終了したときは、応援終了報告書(様式4)を被災都県市に送付するとともに、その写しを応援調整都県市に送付する。

(連絡担当部局の設置)

第8条 各都県市は、災害時に効率的な相互応援が実施できるよう、あらかじめ連絡担当部局を定め、部局名・連絡先等必要な事項を他の都県市に周知する。

(応援職員の派遣に要した経費負担等)

第9条 協定第8条第1項の規定において、職員の派遣に要した経費の負担については、次のとおり定める。

- (1) 被災都県市が負担する経費の額は、応援都県市が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要した経費は、応援都県市の負担とする。
- (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災都県市が、被災都県市への往復の途中において生じたものについては応援都県市が賠償責任を負う。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要した経費については、被災都県市及び応援都県市が協議して定める。

(九都県市域外への応援)

第10条 九都県市域外において大規模な災害や事故(以下「大規模災害」という。)が発生し、甚大な被害が想定される場合は、第3条の規定により設置される応援調整都県市が中心となり、その他の都県市と連携のうえ、災害に関する情報収集



及び情報共有を図る。

- 2 応援調整都県市は、前項により把握した被災状況に応じて、その他の都県市に対して被災した自治体への応援の実施を通知する。
- 3 第1項に規定する大規模災害の判断基準は次の各号のとおりとする。
  - (1) 複数の道府県において観測された震度6弱以上の地震による災害
  - (2) 複数の道府県において特別警報が発表された大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪、津波、火山噴火、地震による災害
  - (3) 前2号に定めるもののほか、複数の道府県にまたがる広域的な地域で発生した大規模事故その他の事象
- 4 第1項の規定により被災した自治体への応援に係る通知を受けた都県市は、協力して被災した自治体への応援を行うものとする。ただし、自らの域内も同時に被災する等、他地域への応援を行うことが困難である場合は、この限りではない。
- 5 前項の規定により応援を行う場合、応援調整都県市は、必要に応じて応援都県市と協力して先遣隊を組織し、被災地域へ派遣することができる。
- 6 前項までの規定に基づく応援は、応援調整都県市を調整窓口としたカウンターパート方式によることを原則とする。
- 7 前項の規定による応援調整については、協定第4条第2項にかかわらず、応援都県市がカウンターパートとなる被災自治体と直接に調整する。

(九都県市域外からの受援)

- 第11条 九都県市全域において大規模な災害や事故(以下「大規模災害」という。)が発生し、甚大な被害が想定される場合は、第3条の規定により設置される応援調整都県市が中心となり、その他の都県市と連携のうえ、災害に関する情報収集及び情報共有を図る。
- 2 応援調整都県市は、前項により把握した被災状況から九都県市による相互応援だけでは対応が困難であると判断した場合において、九都県市域外の自治体に対して被災した都県市の被害状況を通知する。
  - 3 第1項に規定する大規模災害の判断基準は次の各号のとおりとする。
    - (1) 複数の都県市において観測された震度5強以上の地震による災害
    - (2) 複数の都県市において特別警報が発表された大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪、津波、火山噴火、地震による災害
    - (3) 前2号に定めるもののほか、複数の都県市にまたがる広域的な地域で発生した大規模事故その他の事象
  - 4 前項までの規定に基づく受援は、応援調整都県市を調整窓口としたカウンターパート方式によることを原則とする。
  - 5 前項の規定による受援調整については、協定第4条第2項にかかわらず、被災都県市がカウンターパートとなる応援自治体と直接に調整する。

附 則

この実施細目は、平成22年4月1日から実施する。

附 則(平成26年2月13日一部改正)

(実施期日)

この実施細目は、平成26年2月13日から実施する。

附 則(平成27年1月29日一部改正)

(実施期日)

この実施細目は、平成27年1月29日から実施する。

附 則(令和2年9月30日一部改正)

(実施期日)

この実施細目は、令和2年9月30日から実施する。

別表

第3条に規定する応援調整都縣市は、次のとおりとする。

被災都縣市	応援調整都縣市		
	第1順位	第2順位	第3順位
埼玉県 さいたま市	千葉県 千葉市	神奈川県 横浜市 川崎市 相模原市	東京都
千葉県 千葉市	神奈川県 横浜市 川崎市 相模原市	東京都	埼玉県 さいたま市
東京都	埼玉県 さいたま市	千葉県 千葉市	神奈川県 横浜市 川崎市 相模原市
神奈川県 横浜市 川崎市 相模原市	東京都	埼玉県 さいたま市	千葉県 千葉市
九都縣市域内の 複数の 都 県 市	「地震防災・危機管理対策部会に関する申合せ事項」による同部会座長(事務局)都縣市又は同部会座長(事務局)都縣市が指定する都縣市		
九都縣市全域			
九都縣市 域外の自治体			

※ 応援調整都縣市の決定にあたっては、「地震防災・危機管理対策部会に関する申合せ事項」による同部会座長(事務局)都縣市が、表で示された都縣市と協議の上で決定する。なお、被災状況等により、座長(事務局)都縣市が協議を開始することが困難な場合には、別表の上位にある都縣市が、これに代行して協議を開始する。

※ 応援調整都縣市で、「神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市」「千葉県・千葉市」「埼玉県・さいたま市」の順位は、それぞれ上に記載してある県市を優先とする。

※ 被災地域が、「千葉市以外の千葉県」の場合は、応援調整都縣市として千葉市を優先し、同じく「横浜市、川崎市及び相模原市以外の神奈川県」の場合は、横浜市、川崎市及び相模原市を優先し、「さいたま市以外の埼玉県」の場合は、さいたま市を優先する。

様式1 (応援要請書)

第 号  
年 月 日

(応援都県市首長名) 様

被災都県市首長名 印

## 応 援 要 請 書

九都県市災害時相互応援等に関する協定に基づき、応援を要請します。

記

- 1 応援を要請する理由
  
- 2 添付書類
  - 1 様式1-〇 〇〇〇応援要請書

担当者名  
電話番号  
FAX番号

様式1-1 (物的応援要請書)

物的 応 援 要 請 書

(被災都縣市名) \_\_\_\_\_ → (応援都縣市名) \_\_\_\_\_

1 要請物資の品目・数量・受領場所

品 目	数 量	受 領 場 所

2 要請物資の輸送手段

- (1) 陸路 可 ・ 不可
- (2) 空路 最寄り臨時ヘリポート ( ) から
- (3) 水路 最寄り港 ( ) から

3 その他特記事項

4 要請担当責任者

担当者名  
電話番号  
FAX番号

様式1-2 (人的応援要請書)

人 的 応 援 要 請 書

(被災都縣市名) \_\_\_\_\_ → (応援都縣市名) \_\_\_\_\_

1 要請人員の活動内容・人数・場所・期間

活 動 内 容	人 数	場 所	期 間

2 要請人員の交通手段

(1) 陸路 可 ・ 不可

(2) 空路 最寄り臨時ヘリポート ( ) から

(3) 水路 最寄り港 ( ) から

3 その他特記事項

4 要請担当責任者

担当者名

電話番号

F A X 番号

様式1-3 (その他応援要請書)

そ の 他 応 援 要 請 書

(被災都縣市名) \_\_\_\_\_ → (応援都縣市名) \_\_\_\_\_

1 要請内容

- (1) 医療機関の提供
- (2) 被災者受入施設の提供
- (3) 教育施設の提供
- (4) 避難場所の提供
- (5) 道路の共同啓開
- (6) その他

2 要請の場所・期間・受入人数等

3 その他特記事項

4 要請担当責任者

担当者名

電話番号

F A X 番号

様式2 (応援通知書)

年 月 日

(被災都縣市名) 御中

応援都縣市名

## 応 援 通 知 書

九都縣市災害時相互応援等に関する協定に基づき、別紙のとおり応援します。

添付書類

- 1 様式2-〇 〇〇〇応援計画書

担当者名  
電話番号  
FAX番号



様式 2 - 1 (物的応援計画書)

物的 応援 計画 書

(応援都県市名) \_\_\_\_\_ → (被災都県市名) \_\_\_\_\_

1 応援物資の品目・数量・搬入場所

品 目	数 量	搬 入 場 所

2 応援物資の輸送手段

- (1) 陸路
- (2) 空路
- (3) 水路

3 応援物資出発及び到着予定日時

出発予定日時      年    月    日      時    分  
到着予定日時      年    月    日      時    分

4 応援に関する条件

5 その他特記事項

6 応援担当責任者

担当者名  
電話番号  
F A X 番号

様式2-2 (人的応援計画書)

人的応援計画書

(応援都県市名) \_\_\_\_\_ → (被災都県市名) \_\_\_\_\_

1 応援人員の活動内容・人数・場所・期間

活動内容	人数	場所	期間

2 派遣人員出発及び到着予定日時

出発予定日時 年 月 日 時 分  
到着予定日時 年 月 日 時 分

3 派遣に関する条件

4 その他特記事項

5 応援担当責任者

担当者名

電話番号

FAX番号

様式2-3 (その他応援計画書)

## その他応援計画書

(被災都縣市名) \_\_\_\_\_ → (要請都縣市名) \_\_\_\_\_

### 1 応援内容

- (1) 医療機関の提供
- (2) 被災者受入施設の提供
- (3) 教育施設の提供
- (4) 避難場所の提供
- (5) 道路の共同啓開
- (6) その他

### 2 応援の場所・期間・受入人数等

### 3 応援に関する条件

### 4 その他特記事項

### 5 応援担当責任者

担当者名

電話番号

FAX番号

様式3 (応援物資受領書)

年 月 日

(応援都縣市名) 御中

被災都縣市名

応 援 物 資 受 領 書

九都縣市災害時相互応援等に関する協定に基づく応援物資を下記のとおり受領いたしました。

記

品 目	数 量

担当者名  
電話番号  
FAX番号

様式4 (応援終了報告書)

年 月 日

(被災都縣市名) 御中

応援都縣市名

応援終了報告書

年 月 日付けで通知した応援については、下記のとおり終了しましたので報告します。

記

1 応援事項

- |            |  |    |
|------------|--|----|
| (1) 物的応援   |  |    |
| 応援品目       |  | 数量 |
| (2) 人的応援   |  |    |
| 派遣人数       |  | 人  |
| (3) その他の応援 |  |    |
| 応援内容       |  |    |

2 その他特記事項

担当者名  
電話番号  
FAX番号

(資料編 1 - 4)

関西広域連合と九都縣市との災害時の相互応援に関する協定

(目的)

**第1条** この協定は、関西広域連合（以下「甲」という。）及び九都縣市（以下「乙」という。）を構成するいずれかの都府縣市（以下「構成都府縣市」という。）において、大規模な災害等が発生し、被災連合組織の構成都府縣市のみでは十分な災害対策等の応援ができないときに、他方の連合組織の構成都府縣市の応援を受けることにより、被災した構成都府縣市の災害対策等を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項について定める。

(定義)

**第2条** この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 九都縣市 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市をいう。
- (2) 災害等 次に掲げる事象をいう。
  - イ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害
  - ロ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第1条に規定する武力攻撃事態等及び同法第25条第1項に規定する緊急対処事態
  - ハ イ及びロに掲げるもののほか、構成都府縣市の住民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態
- (3) 連合組織 甲又は乙のそれぞれをいう。
- (4) 被災連合組織 甲又は乙のうち、災害等により被災した構成都府縣市の属する連合組織をいう。
- (5) 災害対策等 災害応急又は災害復旧・復興に関する対策をいう。

(応援の種類)

**第3条** 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 資機材の提供

- (4) 避難者及び傷病者の受入れ
- (5) 車両、ヘリコプター、船舶等の輸送手段の確保
- (6) 医療支援
- (7) その他被災した構成都府県市が要請した措置

#### (応援の要請)

**第4条** 被災した構成都府県市は、当該被災した構成都府県市単独では、十分な災害対策等ができないと判断したときは、速やかに被災連合組織に対し、応援を要請する。

2 前項の被災連合組織は、自らの構成都府県市のみでは被災した構成都府県市に対し十分な災害対策等の応援ができないと判断したときは、速やかに他方の連合組織に対し応援を要請する。

3 前項の規定による要請は、電話等の情報伝達手段により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。ただし、状況把握が困難であるため、伝達できない事項がある場合には、当該事項を省略することができる。

- (1) 被害の状況
- (2) 要請する応援の内容
- (3) 応援を要請する構成都府県市及び当該構成都府県市が指示する場所までの経路
- (4) その他留意すべき事項

4 被災連合組織は、第2項の規定による要請を口頭で行った場合は、当該要請について速やかに書面を作成し、提出するものとする。

#### (応援の実施)

**第5条** 前条第2項の規定による要請を受けた連合組織は、自らも同時期に被災連合組織となる等、他方の連合組織の構成都府県市を応援することが困難である場合を除き、速やかに被災連合組織を応援するものとする。

2 前項の規定による応援は、応援の要請を受けた連合組織が自らの構成都府県市に対し、被災連合組織の構成都府県市のうち応援の対象とする構成都府県市（以下「対象都府県市」という。）を割り当てて行うものとする。

3 前項の規定により対象都府県市を割り当てられた構成都府県市（以下「応援都府県市」という。）は、当該対象都府県市を応援するものとする。

4 応援都府県市は、対象都府県市のほか、他の対象都府県市を割り当てられた応援都府県市の専門的な知見等の有無、救援物資の保有状況等を勘案し、他の応援都府県市が応援する対象都府県市についても応援するよう努めるものとする。

5 前項の規定による応援は、前条第2項に規定する要請に基づく第2項の規定による

対象都府県市の割当てに基づいて行ったものとみなす。

#### (応援の自主出動)

**第6条** 災害の規模が甚大である等の理由により被災連合組織からの速やかな応援の要請が困難と見込まれる場合には、他方の連合組織は、自らも同時期に被災連合組織となる等、他方の連合組織の構成都府県市を応援することが困難である場合を除き、第4条第2項の要請があったものとみなして、被災連合組織を応援するものとする。

2 前項の規定による応援は、連合組織が自らの構成都府県市に対象都府県市を割り当てて行うものとする。

3 前項の規定により対象都府県市を割り当てられた応援都府県市は、必要に応じて職員を当該対象都府県市に派遣して情報収集を行い、その情報に基づき応援するものとする。

#### (応援経費の負担)

**第7条** この協定に基づき応援都府県市が行う応援に要した経費は、原則として対象都府県市が負担するものとする。ただし、前条第3項の情報収集に要した経費は、当該情報収集を行った応援都府県市が負担するものとする。

2 前項の対象都府県市が同項の応援に要した経費を支弁するいとまがなく、かつ、当該対象都府県市から要請があったときは、応援都府県市は、当該経費を一時的に繰り替えて、支弁するものとする。

#### (平常時の協力)

**第8条** 甲及び乙は、平常時において、次に掲げる業務について相互に協力するものとする。

- (1) 防災組織体制等に関する情報交換
- (2) 情報伝達訓練等の応援調整に関する防災訓練の実施
- (3) その他防災に関する業務

#### (事務局)

**第9条** 甲及び乙は、この協定の円滑な運用を図るため、それぞれこの協定に係る事務局を置く。

2 前項の事務局は、甲乙間及びそれぞれの連合組織における協定の運用に係る調整に当たる。

3 甲の事務局は、関西広域連合広域防災局とする。

4 乙の事務局は、九都県市地震防災・危機管理対策部会事務局とする。



(他の協定との関係)

第 10 条 この協定は、甲及び乙並びにその構成都市府県市が別に締結する災害時の相互  
応援に関する協定を妨げるものではない。

(協議)

第 11 条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、この協定  
に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとする  
ときは、その都度甲乙で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 10 通を作成し、それぞれ署名押印の上、各自そ  
の 1 通を所持する。

平成 26 年 3 月 6 日

関西広域連合 広域連合長	井 戸 敏 三
神奈川県知事	黒 岩 祐 治
埼玉県知事	上 田 清 司
千葉県知事	森 田 健 作
東京都知事	舛 添 要 一
横浜市長	林 文 子
川崎市長	福 田 紀 彦
千葉市長	熊 谷 俊 人
さいたま市長	清 水 勇 人
相模原市長	加 山 俊 夫

(資料編 1 - 5)

群馬県、埼玉県、新潟県の災害時相互応援及び防災協力に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、群馬県、埼玉県及び新潟県（以下「三県」という。）のいずれかの県において災害が発生した場合における三県間の相互応援の実施、又は他の都道府県で災害が発生した場合の支援における三県連携の推進により、迅速かつ円滑な災害応急対策の実施を図るとともに、三県が平時から防災における協力及び連携の充実に努め、もって三県の災害対応力を向上させることを目的とする。

(連絡担当部局)

第2条 三県は、あらかじめ災害時の応援及び平時の防災協力に関する連絡担当部局を定めるものとする。

(災害時の応援の種類)

第3条 災害時の応援の種類は、三県のうち災害が発生した県（以下「被災県」という。）において災害応急対策に必要な物資・資機材・職員等、被災県から要請のあった事項とする。

2 応援の内容等は、連絡担当部局が別途協議して定めるものとする。

(応援要請の手続き)

第4条 被災県が応援の要請をするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして、応援を実施する県（以下「応援県」という。）に対し、まず口頭、電話又はファクシミリにより要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 物資・資機材等の応援を要請する場合にあっては、その品名及び数量等
- (3) 職員の応援を要請する場合にあっては、職種別人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路、駐車場所又はヘリ着陸場所
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に定めるもののほか必要な事項

(連絡員の派遣)

第5条 三県のいずれかの県において災害が発生し、応援を行おうとする県が必要があると認めたときは、当該県は、被災県に対して連絡員を派遣し、被災地の情報収集を行うものとする。

(応援の自主出動)

第6条 応援県は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、派遣した連絡員からの情報等を基に、必要な応援を自主的に行うことができるものとする。この場合、応援に関する情報を被災県に提供する等、円滑な応援実施に配慮するものとする。

2 三県は、それぞれ、連絡員の派遣を受けた場合の適切な受入れ体制を、あらかじめ整備しておくものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として被災県の負担とする。ただし、被災県と応援県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

2 被災県が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ被災県から要請があった場合は、応援県は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 第5条に規定する連絡員の派遣及び被災地の情報収集活動に要した経費は、応援県の負担とする。

(他都道府県で発生した災害への対応)

第8条 他都道府県で災害が発生し、当該被災都道府県に対して支援を行おうとする場合、必要に応じて、三県で情報を共有し連携に努めるものとする。

(広域応援に係る共同研究)

第9条 三県は、大規模災害が発生した場合における広域応援等に関し、応援の円滑な実施に必要な共同研究を実施するものとする。

2 前項の共同研究は、既存の広域応援計画等と整合を図るものとする。

(平素の連携)

第10条 三県は、防災体制及び相互連携の充実強化を図るため、平素から連携して訓練の実施や地域防災計画その他参考資料の情報共有など、必要な取組を推進するものとする。

(連絡会議の設置)

第11条 三県は、前二条の取組を推進するため、連絡会議を設置する。

2 連絡会議の具体的な運営については別に定める。

(他の協定との関係)

第12条 この協定は、三県が既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等を妨げるものではない。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度三県が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、連絡担当部局が別途協議して定めるものとする。

#### 附 則

この協定は、平成25年1月31日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、各県記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年1月31日

群馬県前橋市大手町一丁目1番地1

群馬県知事 大澤 正明

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番地1

埼玉県知事 上田 清司

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県知事 泉田 裕彦

(資料編 2 - 1) 防災基地一覧

No	名称	所在地	敷地面積	自家発	ヘリポート
		アクセス	接続道路	駐車台数	避難所指定
備考					
1	越谷防災基地	越谷市大字北後谷4	5,285㎡	有	有
		東北自動車道浦和IC、国道463号	県道324号	—	無
		備蓄倉庫(延床377㎡)。協定に基づき県民健康福祉村(消防進出拠点、警察・消防・自衛隊活動拠点)と一体で使用。			
2	新座防災基地	新座市新塚5077-5	20,000㎡	有	有
		東京外環自動車道和光IC、国道254号	県道108号	—	無
		備蓄倉庫(延床1,670㎡)、消防進出拠点。陸上自衛隊朝霞駐屯地が隣接。			
3	秩父防災基地	小鹿野町大字長留2936-1	11,983㎡	有	有
		関越自動車道花園IC、国道140号	県道208号	—	無
		備蓄倉庫(延床653㎡)。秩父ミュージックパーク(消防進出拠点、警察・消防・自衛隊活動拠点)と連携して使用。			
4	中央防災基地	川島町上猪111-1	76,906㎡	有	有
		圏央道川島IC、国道254号	県道339号	—	無
		備蓄倉庫(延床1,891㎡)、警察・消防進出拠点。覚書に基づき川島ひばりが丘特別支援学校と一体で使用。			
5	熊谷防災基地	熊谷市大字上川上300	99.7万㎡	有	有
		関越自動車道花園IC、国道140号、国道17号バイパス	県道83号	1,234台	無
		東北自動車道羽生IC、国道125号バイパス	県道303号		
備蓄倉庫(延床面積1,278㎡)、熊谷ドーム(延床約14,000㎡)。協定に基づき熊谷スポーツ文化公園(警察進出拠点、警察・消防・自衛隊活動拠点)と一体で使用。					

(資料編 2 - 2) 県営公園一覧

※所管は北本自然観察公園が環境部、北浦和公園とさきたま古墳公園が教育局、その他は都市整備部

<開設 22 公園>

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

No	名称	所在地	開設面積	駐車台数
1	大宮公園	さいたま市大宮区高鼻町地内外	67.8ha	605台
2	戸田公園	戸田市戸田公園地内	35.2ha	54台
3	上尾運動公園	上尾市愛宕地内外	37.1ha	1,315台
4	北浦和公園	さいたま市浦和区常盤九丁目地内	3.5ha	なし
5	さきたま古墳公園	行田市大字埼玉地内外	42.0ha	328台
6	久喜菖蒲公園	久喜市河原井町地内外	40.0ha	276台
7	所沢航空記念公園	所沢市並木一丁目地内	50.2ha	586台
8	しらこぼと公園	越谷市砂原地内外	31.1ha	1,120台
9	こども動物自然公園	東松山市大字田木地内外	79.2ha	763台
10	秩父ミュージアムパーク	秩父市別所地内外	117.9ha	816台
11	羽生水郷公園	羽生市三田ヶ谷地内外	53.6ha	1,100台
12	みさと公園	三郷市高州三丁目地内	16.9ha	331台
13	川越公園	川越市大字池辺地内外	39.6ha	2,533台
14	和光樹林公園	和光市広沢地内	20.2ha	358台
15	熊谷スポーツ文化公園	熊谷市上川上地内外	88.3ha	1,400台
16	加須はなさき公園	加須市船越地内外	36.2ha	1,316台
17	北本自然観察公園	北本市石戸宿三丁目地内外	27.3ha	95台
18	彩の森入間公園	入間市向陽台二丁目地内	15.0ha	216台
19	狭山稲荷山公園	狭山市稲荷山一丁目地内	16.5ha	101台
20	まつぶし緑の丘公園	松伏町大字大川戸地内	26.5ha	488台
21	権現堂公園	幸手市大字外国府間地内外	34.8ha	218台(1号) 279台(2号) 130台(3号) 500台(4号)
22	春日部夢の森公園	春日部市下大増新田地内	14.0ha	129台

(資料編 2 - 3) 防災拠点校一覧

No	名称	所在地
1	川口高等学校	川口市新井宿963
2	川口工業高等学校	川口市南前川1-10-1
3	所沢商業高等学校	所沢市林2-88
4	川越工業高等学校	川越市西小仙波町2-28-1
5	越谷北高等学校	越谷市大泊500-1
6	和光高等学校	和光市新倉3-22-1
7	南稜高等学校	戸田市美女木4-23-4
8	豊岡高等学校	入間市豊岡1-15-1
9	久喜工業高等学校	久喜市野久喜474
10	鴻巣女子高等学校	鴻巣市天神1-1-72
11	羽生実業高等学校	羽生市羽生323
12	幸手桜高等学校	幸手市北1-17-59
13	熊谷西高等学校	熊谷市三ヶ尻2066
14	浦和北高等学校	さいたま市桜区五関595
15	浦和西高等学校	さいたま市浦和区木崎3-1-1
16	大宮高等学校	さいたま市大宮区天沼町2-323
17	本庄高等学校	本庄市柏1-4-1
18	草加高等学校	草加市青柳5-3-1
19	飯能高等学校	飯能市本町17-13
20	松山女子高等学校	東松山市和泉町2-22
21	川越高等学校	川越市郭町2-6
22	進修館高等学校	行田市長野1320
23	杉戸高等学校	杉戸町清地1-1-36
24	いづみ高等学校	さいたま市中央区円阿弥7-4-1
25	春日部高等学校	春日部市粕壁5539
26	上尾高等学校	上尾市浅間台1-6-1
27	越ヶ谷高等学校	越谷市越ヶ谷2788-1
28	浦和第一女子高等学校	さいたま市浦和区岸町3-8-45
29	深谷商業高等学校	深谷市原郷80
30	蕨高等学校	蕨市北町5-3-8
31	春日部女子高等学校	春日部市粕壁東6-1-1
32	朝霞高等学校	朝霞市幸町3-13-65

33	蓮田松韻高等学校	蓮田市黒浜4088
34	坂戸高等学校	坂戸市上吉田586
35	新座柳瀬高等学校	新座市大和田4-12-1
36	岩槻商業高等学校	さいたま市岩槻区太田1-4-1
37	狭山経済高等学校	狭山市稲荷山2-6-1

(資料編 2 - 4) 舟運輸送拠点一覧

No	名称	所在地
1	芝川マリーナ	川口市弥平 3 - 1 2 - 8
2	大場川マリーナ	八潮市古新田出津 9 - 1
3	川口緊急用船着場	川口市舟戸町地先
4	朝霞緊急用船着場	朝霞市上内間木地先
5	あきがせ緊急用船着場	志木市宗岡地先
6	戸田緊急用船着場	戸田市大字堤外地先
7	三郷緊急用船着場	三郷市三郷地先

(資料編 2 - 5) 大規模施設一覧 ※所管は都市整備部

No	名称	所在地
1	埼玉スタジアム2002公園	さいたま市緑区美園二丁目地内
2	さいたまスーパーアリーナ	さいたま市中央区新都心8番地



No.	施設名称	施設管理者名	所在地		敷地面積 (㎡)	用途
			住所 (市町村)	住所(区以下)		
1	埼玉スタジアム2002公園	埼玉県	さいたま市	緑区大字中野外	304,000	消防、警察
2	大宮公園	埼玉県	さいたま市	大宮区高鼻町外	678,000	消防、警察
3	陸上自衛隊大宮駐屯地	防衛省	さいたま市	北区日進町1丁目		主に自衛隊
4	しらこぼと公園	埼玉県	さいたま市、 越谷市	岩槻区末田、 越谷市小曾川外	311,000	消防、警察、自衛隊
5	長宮臨時グラウンド	さいたま市	さいたま市	岩槻区長宮26	11,860	消防、警察
6	岩槻文化公園	さいたま市	さいたま市	岩槻区大字村国229	121,601	消防
7	川通公園	さいたま市	さいたま市	岩槻区大字長宮	39,020	消防、警察
8	川越公園	埼玉県	川越市	池辺外	396,000	消防、警察、自衛隊
9	川越運動公園	川越市	川越市	大字下老袋388-1	135,000	消防、警察、自衛隊
10	航空自衛隊熊谷基地	防衛省	熊谷市	拾六間839		主に自衛隊
11	熊谷スポーツ文化公園	埼玉県	熊谷市	上川上外	883,000	消防、警察
12	総合教育センター江南支所	埼玉県	熊谷市	御正新田1355-1	47,475	消防、警察、自衛隊
13	熊谷さくら運動公園	熊谷市	熊谷市	小島157-1	306,000	消防、警察、自衛隊
14	別府沼公園	熊谷市	熊谷市	西別府1456	170,926	消防、警察、自衛隊
15	江南総合公園	熊谷市	熊谷市	板井377-1	126,000	消防、警察、自衛隊
16	オートレース場	川口市	川口市	青木5-21-1	124,561	消防、警察、自衛隊
17	グリーンセンター	川口市	川口市	新井宿700	137,000	消防、警察
18	荒川河川敷	埼玉県	川口市	舟戸町先	870,000	消防、警察、自衛隊
19	さきたま古墳公園	埼玉県	行田市	佐間外	72,548	消防、警察、自衛隊
20	行田市教育文化センター	行田市	行田市	佐間3-24-7	11,082	消防、警察
21	行田総合公園	行田市	行田市	和田1165	36,425	消防、自衛隊
22	古代蓮の里	行田市	行田市	小針2375	140,000	消防、警察、自衛隊
23	秩父ミュージアムパーク	埼玉県	秩父市 小鹿野町	秩父市別所外、 小鹿野町長留外	1,179,000	消防、警察
24	ちちぶ花見の里	秩父市	秩父市	大字上田野413-3	27,000	消防、警察
25	影森グラウンド	秩父市	秩父市	上影森217-1	144,000	消防、警察、自衛隊
26	所沢航空記念公園	埼玉県	所沢市	並木外	502,000	消防、警察、自衛隊

No.	施設名称	施設管理者名	所在地		敷地面積 (㎡)	用途
			住所 (市町村)	住所(区以下)		
27	所沢商業高等学校	埼玉県	所沢市	林2-88	24,175	消防、自衛隊
28	岩沢運動公園	飯能市	飯能市	大字岩沢(河川敷)	37,000	消防、警察、自衛隊
29	飯能日高消防署	埼玉西部消防組合	飯能市	大字小久保291	24,287	消防、警察、自衛隊
30	名栗げんきプラザ	埼玉県	飯能市	上名栗1289-2	5,500	警察
31	名栗スポーツ広場	飯能市	飯能市	上名栗3086	11,346	消防、警察
32	加須文化・学習センター	加須市	加須市	上三俣2255	39,937	消防、警察、自衛隊
33	環境科学国際センター	埼玉県	加須市	上種足914	40,134	消防、警察
34	騎西総合公園駐車場	加須市	加須市	外川355	6,567	消防、警察
35	伊賀袋地区スーパー堤防	加須市	加須市	伊賀袋地先	5,000	消防、警察
36	大利根運動公園	加須市	加須市	北下新井684-1	51,813	消防、警察、自衛隊
37	北川辺中学校	加須市	加須市	麦倉3705	44,263	消防、警察、自衛隊
38	本庄市立東小学校体育館	本庄市	本庄市	日の出1-2-1	17,231	消防、警察、自衛隊
39	本庄市児玉総合運動公園 グラウンド	本庄市	本庄市	児玉町小平1258	12,286	消防、警察
40	岩鼻運動公園	東松山市	東松山市	松山2681	72,100	自衛隊
41	春日部高等技術専門校	埼玉県	春日部市	下大增新田61-1	14,140	消防、警察
42	大沼公園	春日部市	春日部市	大沼7-12	81,102	消防、自衛隊
43	総合体育館周辺暫定体育 施設	春日部市	春日部市	谷原新田1557-1付近	128,000	消防、警察
44	庄和総合公園(庄和体育 館施設除く)	春日部市	春日部市	金崎839-1	114,700	自衛隊
45	上柳公園	春日部市	春日部市	上柳15-1	6,800	警察
46	狭山稲荷山公園	埼玉県・狭山市	狭山市	稲荷山1丁目	165,000	消防、警察
47	ふれあい健康センター サピオ稲荷山	狭山市	狭山市	稲荷山1-12-3	12,874	消防、警察
48	埼玉西部消防局狭山消防 署	埼玉西部消防組合	狭山市	上奥富1172	2,609	警察
49	航空自衛隊入間基地	防衛省	狭山市	稲荷山2-3		主に自衛隊
50	羽生水郷公園	埼玉県	羽生市	三田ヶ谷外	536,000	消防、警察、自衛隊
51	羽生中央公園	羽生市	羽生市	東9丁目地内	31879	消防、警察、自衛隊
52	鴻巣市総合体育館	鴻巣市	鴻巣市	大字鴻巣864-1	16,110	消防
53	鴻巣市陸上競技場	鴻巣市	鴻巣市	大字鴻巣634-2	46,131	消防、警察、自衛隊

No.	施設名称	施設管理者名	所在地		敷地面積 (㎡)	用途
			住所 (市町村)	住所(区以下)		
54	消防学校	埼玉県	鴻巣市	袋30	35,657	消防、警察、自衛隊
55	コスモスアリーナふきあげ、吹上総合運動場	鴻巣市	鴻巣市	明用636-1	63,526	消防、警察、自衛隊
56	上谷総合運動場	鴻巣市	鴻巣市	上谷707	59,430	
57	川里中央公園	鴻巣市	鴻巣市	関新田1780-1	24,218	
58	深谷市陸上競技場	深谷市	深谷市	上野台2565	27,640	消防、自衛隊
59	深谷グリーンパーク	深谷市	深谷市	榎合763	53,817	消防、自衛隊
60	深谷市岡部中央グラウンド	深谷市	深谷市	山河1-1	34,862	消防、警察、自衛隊
61	花園水辺公園	深谷市	深谷市	小前田396-11	27,656	消防、警察、自衛隊
62	上尾運動公園	埼玉県	上尾市	愛宕外	371,000	消防、自衛隊
63	丸山公園	上尾市	上尾市	平方3326	17,800	消防、警察、自衛隊
64	平方スポーツ広場	上尾市	上尾市	平方1185	92,444	消防、警察、自衛隊
65	まつばら綾瀬川公園	草加市	草加市	松江一丁目54番30	41,572	自衛隊
66	工業団地公園野球場	草加市	草加市	稲荷五丁目1808番	16,044	消防、警察、自衛隊
67	まつばら綾瀬川公園南側公共用地	草加市	草加市	松江2-3	14,042	消防
68	草加市文化会館ホール	草加市	草加市	松江1-1-5	5,841	警察
69	しらこぼと運動公園	越谷市	越谷市	砂原39	152,288	消防、警察、自衛隊
70	県民健康福祉村	埼玉県	越谷市	北後谷82	224,123	消防、警察、自衛隊
71	富士見公園	蕨市	蕨市	錦町2-12	9,400	消防、警察
72	道満グリーンパーク	戸田市	戸田市	大字重瀬745	667,000	消防、警察
73	彩の森入間公園	埼玉県	入間市	向陽台2丁目	150,000	消防、警察
74	入間市青少年活動センター	入間市	入間市	大字小谷田1681-1	12,777	消防、警察
75	朝霞西高等学校	埼玉県	朝霞市	膝折上ノ原2-17	24,530	自衛隊
76	総合体育館	朝霞市	朝霞市	青葉台1-8-1	11,220	消防、警察
77	中央公園	朝霞市	朝霞市	青葉台1-9-1	79,035	消防、警察、自衛隊
78	志木市立秋ヶ瀬総合運動場	志木市	志木市	大字宗岡	12,578	消防、警察
79	和光樹林公園	埼玉県	和光市	広沢2660-1	202,000	消防、警察
80	新座市総合運動公園	新座市	新座市	本多2丁目8-16	20,300	消防、警察

No.	施設名称	施設管理者名	所在地		敷地面積 (㎡)	用途
			住所 (市町村)	住所(区以下)		
81	新座市営馬場運動場	新座市	新座市	馬場4-8-56	14,831	消防、警察
82	農業技術研究センター久喜試験場(久喜市部分)	埼玉県	久喜市	六万部91	1,300	警察
83	久喜菖蒲公園	埼玉県	久喜市	河原井町、菖蒲町昭和沼	400,000	消防、警察
84	菖蒲総合支所前駐車場	久喜市	久喜市	菖蒲町新堀38	20,000	消防、警察、自衛隊
85	南栗橋スポーツ広場	久喜市	久喜市	南栗橋12-6-1	35,291	消防、警察、自衛隊
86	鷲宮運動広場	久喜市	久喜市	鷲宮6-3120	12,100	消防、警察
87	北本総合公園	北本市	北本市	古市場1-167	106,000	消防、警察、自衛隊
88	鶴ヶ曽根体育館・運動広場	八潮市	八潮市	鶴ヶ曽根1535-1	14,281	消防
89	リサイクルプラザ	八潮市	八潮市	八條2365-1	5,790	警察
90	八条幸ノ宮運動公園	八潮市	八潮市	八條2338-1	9,519	消防、警察
91	びん沼自然公園	富士見市	富士見市	大字東大久保3692-1	57,060	消防、警察
92	水子貝塚公園	富士見市	富士見市	大字水子2033	40,823	消防、警察、自衛隊
93	第2運動公園	富士見市	富士見市	みどり野南4-1	47,021	消防、警察、自衛隊
94	みさと公園	埼玉県	三郷市	高州	169,000	消防、警察
95	半田公園	三郷市	三郷市	半田地849	50,769	消防、警察、自衛隊
96	三郷市総合体育館	三郷市	三郷市	茂田井2	4,325	消防、警察
97	蓮田特別支援学校	埼玉県	蓮田市	黒浜4088-4	4,868	自衛隊
98	蓮田市総合市民体育館	蓮田市	蓮田市	閨戸2343-1	60,862	消防、警察、自衛隊
99	坂戸西高等学校	埼玉県	坂戸市	四日市場101	27,490	消防、自衛隊
100	坂戸市民総合運動公園第二多目的運動場	坂戸市	坂戸市	石井1436	22,704	警察
101	坂戸市民総合運動公園第一多目的運動場北駐車場	坂戸市	坂戸市	石井1615-1外	6,551	消防
102	坂戸市民総合運動公園第一多目的運動場南駐車場	坂戸市	坂戸市	石井1615-1外	4,543	消防
103	坂戸市民総合運動公園軟式球場	坂戸市	坂戸市	石井1558	32,667	自衛隊
104	幸手総合公園陸上グラウンド	幸手市	幸手市	木立1779	24,000	消防、警察、自衛隊
105	幸手市営少年サッカー場	幸手市	幸手市	神明内184	8,112	消防、警察
106	幸手市市民文化体育館	幸手市	幸手市	平須賀2380	16,314	消防、自衛隊
107	幸手市保健福祉総合センター	幸手市	幸手市	天神島1030-1	7,194	消防、警察

No.	施設名称	施設管理者名	所在地		敷地面積 (㎡)	用途
			住所 (市町村)	住所(区以下)		
108	鶴ヶ島市運動公園	鶴ヶ島市	鶴ヶ島市	大字太田ヶ谷201-8	91,615	消防、警察、自衛隊
109	富士見中央近隣公園	鶴ヶ島市	鶴ヶ島市	富士見4-1	31,156	消防、警察
110	日高総合公園	日高市	日高市	大字高萩1500	20,000	消防、警察、自衛隊
111	吉川運動公園	吉川市	吉川市	きよみ野1丁目5番地	19,201	消防、警察、自衛隊
112	旭公園球場	吉川市	吉川市	旭2977番地	13,900	消防、警察、自衛隊
113	美南中央公園	吉川市	吉川市	美南二丁目6番	35,904	消防、警察、自衛隊
114	永田公園	吉川市	吉川市	きよみ4丁目10番地	26,200	消防、警察、自衛隊
115	ふじみ野市運動公園	ふじみ野市	ふじみ野市	福岡新田247-1	35,170	消防、警察、自衛隊
116	福岡中央公園	ふじみ野市	ふじみ野市	上野台1-3-1	19,808	消防、警察、自衛隊
117	福岡中央公園	ふじみ野市	ふじみ野市	上野台1-4	12,404	消防
118	西ノ原中央公園	ふじみ野市	ふじみ野市	うれし野1-5-1	5,174	警察
119	亀久保中央公園	ふじみ野市	ふじみ野市	亀久保1-2	4,582	消防
120	白岡市総合運動公園	白岡市	白岡市	千駄野345	60,120	消防、警察、自衛隊
121	高岩公園	白岡市	白岡市	新白岡3-43	14,664	消防、警察
122	県民活動総合センター	埼玉県	伊奈町	内宿台6-26	59,997	消防
123	町制施行記念公園	伊奈町	伊奈町	小針内宿732-1	109,500	消防、警察、自衛隊
124	運動公園	三芳町	三芳町	藤久保1118-1	28,607	消防、警察、自衛隊
125	多目的広場	三芳町	三芳町	藤久保1121-8	5,022	消防、警察
126	テニスコート	三芳町	三芳町	藤久保1120-1	6,831	消防、警察
127	役場駐車場	三芳町	三芳町	藤久保1100-1	15,605	消防、警察
128	毛呂山町立 泉野小学校	毛呂山町	毛呂山町	岩井353	12,088	消防
129	毛呂山町ゆずの里オートキャンプ場	毛呂山町	毛呂山町	滝ノ入585	18,000	自衛隊
130	役場駐車場	越生町	越生町	大字越生900-2	2,500	消防、警察
131	滑川町総合運動公園	滑川町	滑川町	福田715-1	167,000	消防、警察、自衛隊
132	コミュニティーセンター	滑川町	滑川町	大字羽尾2440-1	2,323	消防
133	総合運動公園	嵐山町	嵐山町	鎌形505	38,322	消防、自衛隊
134	小川げんきプラザ	埼玉県	小川町	木呂子561	12,500	消防、警察

No.	施設名称	施設管理者名	所在地		敷地面積 (㎡)	用途
			住所 (市町村)	住所(区以下)		
135	小川町総合運動場	小川町	小川町	大字高谷141-1	51,203	消防、警察、自衛隊
136	本田エアポート	本田航空株式会社	川島町	出丸下郷53-1	550,000	消防、警察、自衛隊
137	平成の森公園多目的広場	川島町	川島町	下八ツ林920-1	16,000	消防、警察、自衛隊
138	川島町総合運動場	川島町	川島町	下八ツ林930	11,736	消防、警察
139	役場庁舎南側駐車場	川島町	川島町	下八ツ林870-1	1,960	警察
140	ふれあい広場	吉見町	吉見町	小新井142	47,300	消防、警察、自衛隊
141	フレサよしみ(町民会館)駐車場	吉見町	吉見町	中新井508	3,000	消防
142	東京電機大学 鳩山キャンパス	学校法人 東京電機大学	鳩山町	石坂925-1他	326,873	自衛隊
143	ときがわ町西平運動場	ときがわ町	ときがわ町	大字西平945番地1	15,930	消防、警察
144	ときがわ町本郷第1球場・ 第2球場	ときがわ町	ときがわ町	本郷903番地1	7,940	消防、警察
145	ときがわ町玉川運動場	ときがわ町	ときがわ町	玉川882	17,000	消防、自衛隊
146	横瀬町民グラウンド	横瀬町	横瀬町	横瀬6351	2,000	消防
147	皆野スポーツ公園	皆野町	皆野町	下田野1119-1	40,230	消防、自衛隊
148	長瀬町総合グラウンド	長瀬町	長瀬町	大字岩田1720-2	12,639	消防、警察
149	小鹿野中学校校庭	小鹿野町	小鹿野町	小鹿野146	13,988	消防、警察
150	みどりの村	埼玉県	小鹿野町	飯田853	36,000	警察、自衛隊
151	小鹿野町三田川運動場	小鹿野町	小鹿野町	飯田323	30,333	消防、警察
152	ふれあい広場	東秩父村	東秩父村	大字御堂549	20,633	消防、警察、自衛隊
153	遺跡の森総合公園	美里町	美里町	甘粕343	41,585	消防、警察、自衛隊
154	神川げんきプラザ	埼玉県	神川町	池田756	20,600	消防、警察、自衛隊
155	神川ゆ〜ゆ〜ランド	神川町	神川町	大字小浜1504-33(代表)	178,453	消防、警察、自衛隊
156	遊水池グラウンド	神川町・上里町	神川町	大字元原300-17 (神川町内分の住所)	25,200	自衛隊
157	上里町立 上里中学校	上里町	上里町	大字七本木336	22,307	消防、自衛隊
158	川の博物館	埼玉県	寄居町	小園39	1,570	警察
159	寄居運動公園	寄居町	寄居町	大字折原1856	85,000	消防、警察、自衛隊
160	総合運動公園	宮代町	宮代町	大字和戸1834	35,840	消防
161	はらっパーク	宮代町	宮代町	金原295	64,420	消防、警察、自衛隊

No.	施設名称	施設管理者名	所在地		敷地面積 (㎡)	用途
			住所 (市町村)	住所(区以下)		
162	倉松公園	杉戸町	杉戸町	大字倉松765	47,355	消防、警察、自衛隊
163	松伏総合公園	松伏町	松伏町	ゆめみ野東4-1	21,400	消防、警察、自衛隊
164	まつぶし緑の丘公園	松伏町	松伏町	大川戸2606-1	265,000	消防、警察、自衛隊
165	権現堂公園	埼玉県	久喜市、幸手市	久喜市小右衛門地内、幸手市大字外国府間外	348,000	消防、警察、自衛隊
166	越谷防災基地 (県民健康福祉村隣接)	埼玉県	越谷市	北後谷4	5,285	消防、警察
167	新座防災基地 (陸上自衛隊朝霞駐屯地隣接)	埼玉県	新座市	新塚5077-5	20,000	消防、警察
168	秩父防災基地 (秩父ミュージアムパーク隣接)	埼玉県	小鹿野町	長留2936-1	11,983	消防、警察
169	中央防災基地 (川島ひばりが丘特別支援学校隣接)	埼玉県	川島町	上猪111-1	76,906	消防、警察
170	熊谷防災基地 (熊谷スポーツ文化公園内)	埼玉県	熊谷市	上川上300	997,000	消防、警察
171	道の駅めぬま	埼玉県・熊谷市	熊谷市	弥藤吾720	17,402	消防、警察
172	道の駅あらかわ	秩父市	秩父市	荒川日野538-1	3,415	消防、警察
173	道の駅大滝温泉	秩父市	秩父市	大滝4277-2	4,500	消防、警察
174	道の駅龍勢会館	埼玉県・秩父市	秩父市	吉田久長32	6,223	消防、警察
175	道の駅ちちぶ	秩父市	秩父市	大宮4625	9,895	消防、警察
176	道の駅 童謡のふる里おとおね	埼玉県・加須市	加須市	佐波258-1	7,668	消防、警察
177	道の駅かぞわたらせ	埼玉県・加須市	加須市	小野袋1745-1	6,286	消防、警察
178	道の駅庄和	春日部市	春日部市	上柳995	29,649	消防、警察
179	道の駅はなぞの	埼玉県	深谷市	小前田458-1	10314 <sup>(注)</sup>	消防、警察
180	道の駅かわもと	埼玉県	深谷市	長在家1279-2	2710 <sup>(注)</sup>	消防、警察
181	道の駅(仮称)おけがわ ※令和7年3月開業予定	桶川市	桶川市	大字川田谷	29,000	消防、警察
182	道の駅おがわまち	小川町	小川町	大字小川1220	17,283	消防、警察
183	道の駅いちごの里よしみ	吉見町	吉見町	大字久保田1737	25,000	消防、警察
184	道の駅 果樹公園あしがくぼ	埼玉県	横瀬町	大字芦ヶ久保1915-6	6,958 <sup>(注)</sup>	消防、警察
185	道の駅 両神温泉薬師の湯	小鹿野町	小鹿野町	両神薄2380	13,165	消防、警察
186	道の駅 和紙の里ひがしちちぶ	東秩父村	東秩父村	大字御堂441	30,091	消防、警察
187	道の駅 アグリパークゆめすぎと	杉戸町	杉戸町	才羽823-2	102,000	消防、警察

注・・・埼玉県管理区域(駐車場部分)の面積を記載

(資料編 2 - 7) 広域支援拠点一覧

No	名称	所在地
1	株式会社カインズ	本庄市早稲田の杜1-2-1
2	株式会社ジョイアス・フーズ	児玉郡上里町大御堂673-1
3	キッコーマン株式会社	久喜市清久町43-1
4	関東グリコ株式会社	北本市中丸9-55
5	日本工業大学	南埼玉郡宮代町学園台4-1
6	駿河台大学	飯能市大字阿須698
7	川越総合卸売市場株式会社	川越市大字大袋650
8	一般社団法人埼玉県トラック協会	深谷市黒田2091-1

(資料編 2 - 8) 広域物資拠点候補地一覧

No	名称	備考
1	熊谷防災基地	国具体計画
2	中央防災基地	国具体計画 (代替)
3	新座防災基地	国具体計画 (代替)
4	埼玉スタジアム 2002	
5	越谷防災基地	
6	秩父防災基地	
7	民間倉庫	倉庫協会 (30 倉庫)
8	熊谷流通センター	災害時物流応援団地
9	埼玉県南卸売団地	災害時物流応援団地
10	越谷流通団地	災害時物流応援団地
11	川越総合卸売市場	災害時物流応援団地
12	佐川急便 (株) 北関東支店	県内営業所

(資料編 2 - 9) 地域内輸送拠点一覧

No	名称	所在地
1	佐川急便株式会社さいたま営業所	さいたま市西区宮前町 1 2 3 4 - 2
2	広域拠点備蓄倉庫	さいたま市北区宮原町 2 - 1 2 5 - 2 2
3	埼玉川越総合地方卸売市場	川越市大袋 6 5 0
4	川越市なぐわし公園	川越市鯨井 1 2 1 6
5	川越市環境衛生センター	川越市大仙波 1 2 4 9 - 1
6	川越簡易裁判所	川越市宮下町 2 丁目 1 - 3
7	川越運動公園総合体育館	川越市下老袋 3 8 8 - 1
8	スポーツ・文化村「くまびあ」柔・剣道場	熊谷市原島 3 1 5
9	安行スポーツセンター	川口市安行領家 8 8 0



10	東スポーツセンター	川口市東領家2-27-1
11	芝スポーツセンター	川口市芝高木2-12-52
12	青木町公園総合運動場	川口市西青木4-8-1
13	行田市産業文化会館	行田市本丸2-20
14	金室倉庫	秩父市金室町19-7
15	所沢市民文化センターミュージズ	所沢市並木1-9-1
16	所沢総合食品地方卸売市場	所沢市南永井867-1
17	飯能市役所駐車場	飯能市大字双柳1-1
18	飯能市立富士見小学校グラウンド	飯能市大字双柳1-1
19	加須市民体育館	加須市下三俣590
20	北川辺文化・学習センター	加須市麦倉1473
21	大利根総合福祉会館	加須市琴寄903
22	藤畑スーパー堤防	加須市小野袋1737
23	騎西総合体育館	加須市外川355
24	本庄総合公園体育館（シルクドーム）	本庄市北堀433
25	北地区体育館	東松山市東平567-1
26	市民体育館	春日部市大沼7-12
27	庄和体育館	春日部市金崎616
28	総合体育館（ウイング・ハット春日部）	春日部市谷原新田1557-1
29	市民総合体育館	狭山市柏原555
30	農村環境改善センター	狭山市堀兼360
31	羽生市体育館	羽生市東9-1-1
32	羽生市産業文化ホール	羽生市下羽生876
33	フラワースタジアム	鴻巣市上谷707
34	深谷市役所	深谷市仲町11-1
35	上平球場備蓄倉庫	上尾市大字菅谷16
36	市民体育館	上尾市向山4-3-10
37	そうか公園	草加市柿木町272-2
38	まつばら綾瀬川公園	草加市松江1-54-40
39	草加市民体育館	草加市松江1-1-8
40	大杉公園	越谷市大杉518
41	平方公園	越谷市大字平方2402
42	越谷流通団地	越谷市流通団地3-2-1
43	埼玉県立蕨高等学校体育館	蕨市北町5-3-8
44	蕨市立東中学校体育館	蕨市塚越6-7-34
45	蕨市立第二中学校体育館	蕨市錦町3-9-38
46	戸田市スポーツセンター	戸田市大字新曽1286

47	入間市市民体育館	入間市豊岡 4-2-1
48	朝霞中央公園野球場	朝霞市青葉台 1-9
49	朝霞市総合体育館	朝霞市青葉台 1-8-1
50	宗岡中学校	志木市上宗岡 1-8-1
51	宗岡第二中学校	志木市下宗岡 4-1-10
52	志木中学校	志木市柏町 3-2-2
53	志木第二中学校	志木市館 1-3-1
54	健康増進センター（西原ふれあいセンター）	志木市幸町 3-4-70
55	和光市民文化センターサンアゼリア	和光市広沢 1-5
56	和光市総合体育館	和光市広沢 3-1
57	新座市民総合体育館サブアリーナ	新座市本多 2-1-20
58	桶川市サン・アリーナ	桶川市下日出谷西 2-4-1
59	久喜市総合運動公園	久喜市江面 1616
60	北本市役所拠点防災倉庫	北本市本町 1-111
61	八潮市文化スポーツセンター	八潮市八潮 3-31
62	大原中学校体育館	八潮市八潮 5-9-1
63	市民総合体育館	富士見市大字鶴馬 1887-1
64	三郷市勤労者体育館	三郷市谷口 571
65	蓮田市総合市民体育館パルシー	蓮田市閩戸 2343
66	坂戸市民総合運動公園体育館	坂戸市石井 1550
67	市民文化体育館	幸手市大字平須賀 2380-1
68	鶴ヶ島市役所バス車庫	鶴ヶ島市三ツ木 16-1
69	日高市文化体育館ひだかアリーナ	日高市大字南平沢 1010
70	吉川市総合体育館	吉川市上笹塚 1-58-1
71	旭地区センター	吉川市旭 6-4
72	ふじみ野市立上野台体育館	ふじみ野市福岡 1-1-3
73	ふじみ野市立駒林体育館	ふじみ野市駒林 28
74	県立ふじみ野高校	ふじみ野市大井 1158-1
75	白岡市庁舎	白岡市千駄野 432
76	伊奈町総合センター	伊奈町大字小室 5161
77	三芳町立総合体育館	三芳町大字藤久保 1100-1
78	中央公民館	毛呂山町岩井西 1-15-1
79	東公民館	毛呂山町大字川角 298-1
80	ゆうがく館	越生町大字越生 908-12
81	越生町役場	越生町大字越生 900-2
82	滑川町役場	滑川町大字福田 750-1
83	嵐山町防災倉庫	嵐山町大字杉山 1030-1

84	旧上野台中学校体育館	小川町東小川2-22
85	川島町役場多目的室	川島町大字下八ツ林870-1
86	吉見町民会館フレスコよしみ	吉見町大字中新井508
87	鳩山町中央公民館	鳩山町大字赤沼1902-1
88	ときがわ町体育センター	ときがわ町大字関堀148-1
89	ときがわ町立明覚小学校体育館	ときがわ町大字関堀65
90	ときがわ町立玉川中学校体育館	ときがわ町大字玉川1385-2
91	ときがわ町立玉川小学校体育館	ときがわ町大字玉川2666
92	ときがわ町立都幾川中学校体育館	ときがわ町大字桃木50
93	横瀬町町民会館	横瀬町大字横瀬2000
94	皆野町文化会館	皆野町大字皆野1423
95	長瀬町役場	長瀬町大字本野上1035-1
96	両神小学校体育館	小鹿野町両神薄2662
97	小鹿野町民体育館	小鹿野町小鹿野146
98	ふれあい広場	東秩父村大字御堂549
99	美里町農村文化センター	美里町大字木部323-2
100	JA 埼玉ひびきの集出荷施設	神川町大字貫井316-2
101	上里町民体育館	上里町大字七本木3202-2
102	寄居町立総合体育館・アタゴ記念館	寄居町大字寄居1173
103	コミュニティーセンター進修館	宮代町笠原1-4-1
104	杉戸町彩の国いきいきセンターすぎとピア	杉戸町堤根4742-1
105	杉戸町役場	杉戸町清池2-9-29
106	松伏町中央公民館	松伏町ゆめみ野東3-14-6

(資料編2-10) 災害時応援物流団地一覧

No	名称	所在地
1	協同組合熊谷流通センター	熊谷市間屋町2-4-1
2	埼玉県南卸売団地協同組合	さいたま市見沼区卸町1-7
3	越谷流通団地運営協議会	越谷市流通団地1-1-20
4	川越総合卸売市場株式会社	川越市大字大袋650

# 緊急消防援助隊の応援等要請

第		報			
平成	年	月	日	時	分

\_\_\_\_\_(消防庁長官) 殿

\_\_\_\_\_(都道府県知事)

消防組織法第44条第1項の規定に基づき、平成 年 月 日 時 分に電話により行った緊急消防援助隊の応援等の要請について、詳細の災害の状況等を報告します。

災害発生日時	平成 年 月 日 時 分頃				
災害発生場所	都道府県			市区町村	
出動を希望する区域・活動内容					
災害の状況	原子力施設等	有・無	被害	有・無・不明	
	石油コンビナート等	有・無	被害	有・無・不明	

応援等要請日時	平成 年 月 日 時 分				
必要とする応援隊 <small>(必要とする隊に○を付ける。必要隊数が分かる場合は、隊数を記入。)</small>	出動可能な全隊		特殊災害小隊	毒劇物等対応小隊	
	指揮支援隊			N災害対応小隊	
	指揮隊			B災害対応小隊	
	消火小隊			C災害対応小隊	
	救助小隊			大規模危険物火災等対応小隊	
	救急小隊			密閉空間火災等対応小隊	
	後方支援小隊		特殊装備小隊	遠距離大量送水小隊	
	通信支援小隊			消防活動二輪小隊	
	航空小隊			震災対応特殊車両小隊	
	水上小隊			水難救助小隊	
	その他( )				
その他参考となるべき事項 (必要資機材等)					

<連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、上記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

# 応援等要請のための連絡事項

第		報	
平成	年	月	日
		時	分

(消防庁長官 又は 都道府県知事) 殿

(市町村長)

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり詳細な災害の状況及び大規模な消防の応援等に関する事項を連絡します。

災害発生日時	平成	年	月	日	時	分	頃
災害発生場所	都道府県						市区町村
出動を希望する区域・活動内容							
災害の状況	原子力施設等	有・無		被害	有・無・不明		
	石油コンビナート等	有・無		被害	有・無・不明		

応援等連絡日時	平成	年	月	日	時	分	
必要とする応援隊 (必要とする隊に○を付ける。 必要隊数が分かる場合は、 隊数を記入。)	出動可能な全隊			特殊災害小隊	毒劇物等対応小隊		
	指揮支援隊				N災害対応小隊		
	指揮隊				B災害対応小隊		
	消火小隊				C災害対応小隊		
	救助小隊				大規模危険物火災等対応小隊		
	救急小隊				密閉空間火災等対応小隊		
	後方支援小隊			特殊装備小隊	遠距離大量送水小隊		
	通信支援小隊				消防活動二輪小隊		
	航空小隊				震災対応特殊車両小隊		
	水上小隊				水難救助小隊		
				その他( )			
その他参考となるべき事項 (必要資機材等)							

<連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

※応援等が必要である旨の連絡は電話により直ちに行うこと。また、本様式による連絡は、上記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

(資料編 3-3) 自衛隊の災害派遣について (依頼) (市町村→県)

文書様式 (市町村長→知事)

〇〇〇 第△△△号

〇〇年〇月〇日

埼玉県知事 〇 〇 〇 〇 様

〇〇市 (町村) 長 〇 〇 〇 〇



自衛隊の災害派遣について (依頼)

災害対策基本法第68条の2第1項の規定により、下記のとおり自衛隊に対し、自衛隊法第83条第1項の要請をするよう依頼します。

記

1 災害の情况及び派遣を要請する事由

(1) 災害の状況

埼玉県〇〇市〇〇町〇〇地内において、山林火災が発生し、延焼拡大の危険があるため。

(2) 派遣を要請する事由

既に近隣都県に応援要請を行い、ヘリコプターによる消火活動を実施しているが、対応力がなお不足しているため。

2 派遣を希望する期間

〇〇年〇月〇日 (〇) から災害応急対策の実施が終了するまでの期間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

埼玉県〇〇市〇〇町〇〇地内の山林における空中消火活動

(資料編 3-4) 自衛隊の災害派遣について (要請) (県→自衛隊)

文書様式 (知事→自衛隊)

危機 第△△△号  
〇〇年〇月〇日

陸上自衛隊第1師団長 様  
(又は航空自衛隊中部航空方面隊司令官)

埼玉県知事 〇〇 〇〇

公印

自衛隊の災害派遣について (要請)

自衛隊法第83条第1項の規定により、下記のとおり要請します。

記

- 1 災害の情况及び派遣を要請する事由
  - (1) 災害の状況
  
  - (2) 派遣を要請する事由
  
- 2 派遣を希望する期間  
〇〇年〇月〇日 (〇) から災害応急対策の実施が終了するまでの期間
  
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容  
埼玉県〇〇市〇〇町〇〇地内における〇〇〇〇活動
  
- 4 その他参考になるべき事項

(資料編 3 - 5)

本県に派遣される応援部隊の「進出拠点」一覧

No	都道府県	施設名称	所在地	アクセス	警察庁	消防庁	防衛省
1	埼玉県	高坂SA《上り線》	埼玉県東松山市	関越自動車道	○	○	
2	埼玉県	蓮田SA《上り線》	埼玉県蓮田市	東北自動車道	○	○	
3	埼玉県	三芳PA《上り線》	埼玉県三芳町	関越自動車道	○	○	
4	埼玉県	上里SA《上り線》	埼玉県上里町	関越自動車道	○		
5	埼玉県	新倉PA	埼玉県和光市	東京外環自動車道	○		
6	埼玉県	菖蒲PA	埼玉県久喜市	首都圏中央連絡自動車道	○		
7	埼玉県	埼玉スタジアム2002公園	埼玉県さいたま市	国道122号	○		
8	埼玉県	陸上自衛隊大宮駐屯地	埼玉県さいたま市	国道17号			○
9	埼玉県	航空自衛隊入間基地	埼玉県狭山市	国道16号			○

※「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画(令和5年5月23日中央防災会議幹事会)」  
より抜粋



## (資料編)3-6 埼玉県内飛行場外離着陸場一覧表

令和5年11月1日現在

## 1ブロック

※「チヌーク着陸可」については、縦横100mの確保が可能なもので、航空隊員が現地調査したもの。

番号	認識番号	消防本部(局)	場外名称	地名番地	チヌーク着陸可
1	川口-01	川口	川口市青木町公園総合運動場	川口市西青木4-8-1	1
2	川口-02	川口	川口市立西中学校(グラウンド)	川口市荒川町堤外	1
3	川口-03	川口	三領運動場	川口市荒川町荒川河川敷	
4	川口-04	川口	埼玉県立鳩ヶ谷高等学校	川口市里225-1	
5	さい-01	さい	浦和秋ヶ瀬	さいたま市桜区大字道場字柳原東2050	1
6	さい-02	さい	浦和競馬場	さいたま市南区大谷場1-8-42	
7	さい-03	さい	岩槻北部工業団地公園	さいたま市岩槻区古ヶ場1-2	1
8	さい-04	さい	見沼臨時グラウンド	さいたま市緑区大字新宿	1
9	さい-05	さい	農業・食品産業技術総合研究機構	さいたま市北区日進町1-40-2	1
10	さい-06	さい	さいたま市防災センター	さいたま市大宮区天沼町1-893	
11	さい-07	さい	埼玉スタジアム2002東駐車場	さいたま市緑区大字中野野外	1
12	さい-08	さい	西遊馬公園(野球場)	さいたま市西区大字西遊馬3433-1他	2
13	訓練場	さい	秋ヶ瀬河川敷	さいたま市桜区下大久保地先	
14	蕨-01	蕨	蕨市民公園	蕨市塚越5-1	
15	上尾-01	上尾	上尾市平方スポーツ広場	上尾市大字平方1185	
16	戸田-01	戸田	戸田市スポーツセンター	戸田市大字新曾1286	1
17	戸田-02	戸田	戸田市道満陸上競技場	戸田市大字重瀬745	1
18	戸田-03	戸田	戸田公園高規格堤防	戸田市戸田公園4494-1	
19	県央-01	県央	桶川市立日出谷小学校	桶川市大字日出谷885	
20	県央-02	県央	桶川高等学校	桶川市大字坂田945	
21	県央-03	県央	北本市立北本中学校	北本市本町1-1-1	1
22	県央-04	県央	北本スポーツセンター	北本市石戸2-214	1
23	県央-05	県央	上谷総合公園多目的広場	鴻巣市上谷707	1
24	県央-06	県央	川里中央公園多目的グラウンド	鴻巣市関新田1800	1
25	県央-07	県央	埼玉県消防学校	鴻巣市袋30	
26	県央-08	県央	鴻巣市荒川パノラマ公園	鴻巣市大芦字氷川1282	
27	県央-09	県央	鴻巣市陸上競技場	鴻巣市鴻巣634-2	1

<b>28</b>	県央-10	県央	城山公園多目的広場	桶川市大字川田谷字城山地内	
<b>29</b>	伊奈-01	伊奈	伊奈町立伊奈中学校	北足立郡伊奈町大字小室5166	
<b>30</b>	伊奈-02	伊奈	伊奈町立南中学校	北足立郡伊奈町大字小室3001	1
<b>31</b>	伊奈-03	伊奈	伊奈町制施行記念公園	北足立郡伊奈町大字小針内宿732-1 伊奈町制施行記念公園第一球場	

## 2ブロック

番号	認識番号	消防本部(局)	場外名称	地名番地	チヌーク 着陸可
<b>32</b>	川越-01	川越	川越運動公園	川越市大字下老袋388-1	
<b>33</b>	川越-02	川越	平成の森公園グラウンド	比企郡川島町大字下ハツ林920	
<b>34</b>	川越-03	川越	本田トレーニング	比企郡川島町大字出丸下郷	1
<b>35</b>	川越-04	川越	本田ヘリポート	比企郡川島町大字出丸下郷53-1	
<b>36</b>	川越-05	川越	埼玉県中央防災基地	比企郡川島町大字上猪111-1	
<b>37</b>	川越-06	川越	埼玉医科大学総合医療センター	川越市大字鴨田字谷中町2032-1他	
<b>38</b>	埼玉-01	埼玉	所沢航空記念公園運動場	所沢市並木1-13	1
<b>39</b>	埼玉-02	埼玉	所沢市総合運動場	所沢市並木5-3	1
<b>40</b>	埼玉-03	埼玉	防衛医科大学校	所沢市並木3-2	
<b>41</b>	埼玉-04	埼玉	飯能日高消防署	飯能市大字小久保291	
<b>42</b>	埼玉-05	埼玉	阿須運動公園	飯能市大字阿須地内	1
<b>43</b>	埼玉-06	埼玉	飯能市立飯能西中学校	飯能市大字飯能287	
<b>44</b>	埼玉-07	埼玉	日高市立高麗中学校	日高市大字梅原350	
<b>45</b>	埼玉-08	埼玉	日高総合公園グラウンド	日高市大字高萩1500	3
<b>46</b>	埼玉-09	埼玉	名栗スポーツ広場	飯能市大字上名栗3125-2	1
<b>47</b>	埼玉-10	埼玉	飯能市立奥武蔵小学校	飯能市大字長沢26-2	
<b>48</b>	埼玉-11	埼玉	堀兼・上赤坂公園	狭山市堀兼2484-3	1
<b>49</b>	埼玉-12	埼玉	狭山市上奥富運動公園	狭山市上奥富999	
<b>50</b>	埼玉-13	埼玉	西武市民運動場	入間市大字野田496先 河川敷	1
<b>51</b>	埼玉-14	埼玉	入間市運動公園	入間市豊岡4-2-1	1
<b>52</b>	埼玉-15	埼玉	彩の森入間公園	入間市向陽台2-1-21	
<b>53</b>	比企-01	比企	東松山陸上競技場	東松山市大字松山1481	1
<b>54</b>	比企-02	比企	小川町総合運動場	比企郡小川町大字高谷字北蟹山141-1	

55	比企-03	比企	小川町みどりが丘中央公園	比企郡小川町みどりが丘3-1-2	
56	比企-04	比企	ときがわ町玉川総合運動場	比企郡ときがわ町大字玉川882	1
57	比企-05	比企	本郷第1球場	比企郡ときがわ町大字本郷903-1	
58	比企-06	比企	滑川土塩球場	比企郡滑川町土塩458	
59	比企-07	比企	吉見総合運動公園	比企郡吉見町大字泉地先	4
60	比企-08	比企	嵐山町宮鎌形野球場	比企郡嵐山町大字鎌形3072-1	
61	比企-09	比企	嵐山町総合運動公園	比企郡嵐山町大字鎌形855	2
62	比企-10	比企	嵐山町立七郷小学校	比企郡嵐山町大字吉田1913	
63	比企-11	比企	嵐山町役場	比企郡嵐山町大字杉山1030-1	
64	比企-12	比企	ときがわ町西平グラウンド	比企郡ときがわ町大字西平945-1	
65	訓練場	比企	吉見訓練場	比企郡吉見町大字明秋1259番地外	
66	県南-01	県南	朝霞中央公園陸上競技場	朝霞市青葉台1-9-1	1
67	県南-02	県南	東洋大学朝霞キャンパスグラウンド2	朝霞市岡48-1	2
68	県南-03	県南	志木市立秋ヶ瀬運動公園第5野球場	志木市大字宗岡 河川敷	1
69	県南-04	県南	新座防災基地	新座市新塚5077-1	1
70	県南-05	県南	新座市総合運動公園	新座市本多2-8-6	1
71	県南-06	県南	和光市荒川河川敷	和光市下新倉 河川敷	1
72	県南-07	県南	和光市立第3中学校	和光市南2-1-1	1
73	坂鶴-01	坂鶴	坂戸市民総合運動公園	坂戸市大字石井1550	
74	坂鶴-02	坂鶴	鶴ヶ島市運動公園(多目的広場B)	鶴ヶ島市大字太田ヶ谷201-8	
75	入東-01	入東	ふじみ野市運動公園(野球場)	ふじみ野市福岡新田247-1	1
76	入東-02	入東	県立富士見高等学校	富士見市上南畑950	1
77	入東-03	入東	ふじみ野市荒川運動公園	富士見市大字南畑新田字十人野地内外	2
78	入東-04	入東	埼玉県立ふじみ野高等学校	ふじみ野市大井1158-1	1
79	入東-05	入東	入間東部地区消防組合消防訓練場	富士見市大字鶴馬字山室1850-1	
80	入東-06	入東	三芳町運動公園グラウンド	三芳町大字藤久保1118-1	
81	西入-01	西入	毛呂山町立毛呂山中学校	入間郡毛呂山町岩井西4-12-1	
82	西入-02	西入	鳩山町立鳩山中学校	比企郡鳩山町大字赤沼1674	1
83	西入-03	西入	毛呂山町立泉野小学校	入間郡毛呂山町大字岩井353	
84	西入-04	西入	オーパークおごせ(旧越生町ふれあい健康センター)	入間郡越生町大字上野3081-1	

<b>85</b>	西入-05	西入	越生町運動公園野球場	入間郡越生町上野東5-353-1	
-----------	-------	----	------------	------------------	--

### 3ブロック

番号	認識番号	消防本部(局)	場外名称	地名番地	チヌーク 着陸可
<b>86</b>	熊谷-01	熊谷	熊谷防災基地	熊谷市上川上300	1
<b>87</b>	熊谷-02	熊谷	熊谷市妻沼運動公園	熊谷市飯塚200	1
<b>88</b>	熊谷-03	熊谷	福川河川防災ステーション	熊谷市弥藤吾1357	
<b>89</b>	熊谷-04	熊谷	江南総合公園	熊谷市板井374	
<b>90</b>	行田-01	行田	行田市消防本部	行田市大字長野4389-1	
<b>91</b>	行田-02	行田	行田市総合公園	行田市大字和田1165	1
<b>92</b>	行田-03	行田	行田市立南河原中学校	行田市大字南河原1081	1
<b>93</b>	行田-04	行田	行田総合病院	行田市持田352	
<b>94</b>	秩父-01	秩父	秩父市営聖地公園	秩父市大宮字東平5635	1
<b>95</b>	秩父-02	秩父	旧小鹿野町立三田川中学校	秩父郡小鹿野町飯田323	1
<b>96</b>	秩父-03	秩父	秩父防災基地	秩父郡小鹿野町長留2936-1	
<b>97</b>	秩父-04	秩父	秩父ミュージックパーク	秩父郡小鹿野町長留1108	2
<b>98</b>	秩父-05	秩父	長瀨町営グラウンド	秩父郡長瀨町大字岩田1720-2	1
<b>99</b>	秩父-06	秩父	皆野スポーツ公園	秩父郡皆野町大字下田野地内	1
<b>100</b>	秩父-07	秩父	横瀬町民グラウンド	秩父郡横瀬町大字横瀬6351	1
<b>101</b>	秩父-08	秩父	吉田取方イベント広場	秩父市下吉田418-2	
<b>102</b>	秩父-09	秩父	旧自治セミナーハウス付属スポーツ施設	秩父市荒川白久599-1	1
<b>103</b>	秩父-10	秩父	三峰山ヘリポート	秩父市三峰169-9	
<b>104</b>	秩父-11	秩父	出会いの丘	秩父市大滝字栃本タキ川トハ5643-1	
<b>105</b>	秩父-12	秩父	両神	小鹿野町両神小森桐の木796	
<b>106</b>	秩父-13	秩父	影森河川敷	秩父市上影森217-1	
<b>107</b>	秩父-14	秩父	滝沢園地駐車場	秩父市大滝滝ノ沢2901	
<b>108</b>	秩父-15	秩父	大滝栃本	秩父市大滝栃本池の平5662番地	
<b>109</b>	秩父-16	秩父	吉田太田部	秩父市吉田太田部664番地2	
<b>110</b>	秩父-17	秩父	秩父病院	秩父市和泉町20	

<a href="#">111</a>	児玉-01	児玉	神川ゆーゆーランド	児玉郡神川町小浜(神流川河川敷)	2
<a href="#">112</a>	児玉-02	児玉	忍保パブリック公園	児玉郡上里町忍保西河原	1
<a href="#">113</a>	児玉-03	児玉	美里中学校	児玉郡美里町大字駒衣1115	1
<a href="#">114</a>	児玉-04	児玉	本庄市利根川自由広場	本庄市山王堂裏(本庄市自由広場)	
<a href="#">115</a>	児玉-05	児玉	児玉郡市広域消防本部	本庄市西富田904-3	
<a href="#">116</a>	深谷-01	深谷	仙元山公園	深谷市大字上野台2566-1	1
<a href="#">117</a>	深谷-02	深谷	深谷市消防本部	深谷市大字上敷免858	
<a href="#">118</a>	深谷-03	深谷	深谷市豊里運動公園	深谷市中瀬地先	1
<a href="#">119</a>	深谷-04	深谷	岡部中央グラウンド	深谷市山河1-1	1
<a href="#">120</a>	深谷-05	深谷	川本天神グラウンド	深谷市菅沼1035	1
<a href="#">121</a>	深谷-06	深谷	寄居運動公園自由広場	大里郡寄居町大字折原1856	
<a href="#">122</a>	深谷-07	深谷	深谷市消防本部 花園消防署	深谷市小前田537	

## 4ブロック

番号	認識番号	消防本部(局)	場外名称	地名番地	チヌーク 着陸可
<a href="#">123</a>	埼東-01	埼東	加須市民運動公園自由広場	加須市下三俣590	1
<a href="#">124</a>	埼東-02	埼東	大利根運動公園野球場	加須市北下新井684-1	2
<a href="#">125</a>	埼東-03	埼東	騎西中央公園	加須市騎西961	
<a href="#">126</a>	埼東-04	埼東	伊賀袋スーパー堤防防災基地	加須市伊賀袋地先	1
<a href="#">127</a>	埼東-05	埼東	北川辺中学校	加須市麦倉3705	1
<a href="#">128</a>	埼東-06	埼東	埼玉東部消防組合久喜消防署	久喜市上早見396	
<a href="#">129</a>	埼東-07	埼東	久喜市立栗橋西小学校	久喜市佐間266-1	
<a href="#">130</a>	埼東-08	埼東	鷲宮運動広場野球場	久喜市鷲宮6-3120	
<a href="#">131</a>	埼東-09	埼東	菖蒲総合支所	久喜市菖蒲町新堀38	
<a href="#">132</a>	埼東-10	埼東	宮代町総合運動公園	南埼玉郡宮代町大字和戸1834	2
<a href="#">133</a>	埼東-11	埼東	百間(もんま)小学校	南埼玉郡宮代町字西原261	1
<a href="#">134</a>	埼東-12	埼東	はらっパーク宮代	南埼玉郡宮代町字金原295	2
<a href="#">135</a>	埼東-13	埼東	幸手中学校	幸手市北1-7-4	1
<a href="#">136</a>	埼東-14	埼東	幸手勤労者体育センター	幸手市大字木立1779-1	1
<a href="#">137</a>	埼東-15	埼東	白岡市総合運動公園	白岡市大字千駄野345	3

<a href="#">138</a>	埼東-16	埼東	杉戸町立杉戸第二小学校	北葛飾郡杉戸町大字倉松600-1	1
<a href="#">139</a>	埼東-17	埼東	杉戸町立杉戸第三小学校	北葛飾郡杉戸町大字堤根2777	
<a href="#">140</a>	埼東-18	埼東	平成国際大学グランド	加須市水深大立野2000	
<a href="#">141</a>	越谷-01	越谷	越谷東高等学校	越谷市大字増林字荒川堤外5670-1	1
<a href="#">142</a>	越谷-02	越谷	越谷防災基地	越谷市大字北後谷4	
<a href="#">143</a>	越谷-03	越谷	越谷河川防災ステーション	越谷市大字大吉470-1	
<a href="#">144</a>	羽生-01	羽生	羽生市消防本部	羽生市大字藤井下組990-1	
<a href="#">145</a>	羽生-02	羽生	羽生中央公園	羽生市東9-1-1	1
<a href="#">146</a>	羽生-03	羽生	羽生河川防災ステーション	羽生市大字上新郷7066	
<a href="#">147</a>	草八-01	草加	まつばら綾瀬川公園	草加市松江町1-54-40	1
<a href="#">148</a>	草八-02	草加	草加市営総合運動場	草加市青柳7-69	1
<a href="#">149</a>	草八-03	八潮	大瀬運動公園	八潮市大字大瀬1304	1
<a href="#">150</a>	草八-04	八潮	下河原運動広場	八潮市鶴ヶ曾根2213	1
<a href="#">151</a>	草八-05	八潮	八潮市防災ヘリポート	八潮市大字八条2338-1	
<a href="#">152</a>	春日-01	春日	大沼公園	春日部市大沼7-12	1
<a href="#">153</a>	春日-02	春日	西宝珠花グランド	春日部市西宝珠花(江戸川河川敷右岸・野球場)	2
<a href="#">154</a>	春日-03	春日	庄和総合公園	春日部市金崎839-1	1
<a href="#">155</a>	春日-04	春日	首都圏外郭放水路多目的広場	春日部市上金崎720	1
<a href="#">156</a>	蓮田-01	蓮田	蓮田市立蓮田中学校	蓮田市関戸147-1	
<a href="#">157</a>	蓮田-02	蓮田	蓮田市立蓮田南中学校	蓮田市蓮田1519	
<a href="#">158</a>	蓮田-03	蓮田	蓮田市総合市民体育館多目的広場	蓮田市大字関戸2343-1	
<a href="#">159</a>	三郷-01	三郷	三郷市江戸川運動公園	三郷市早稲田1先	
<a href="#">160</a>	三郷-02	三郷	番匠免運動公園	三郷市番匠免3-2	1
<a href="#">161</a>	三郷-03	三郷	半田公園	三郷市半田849番地	
<a href="#">162</a>	吉松-01	吉松	松伏総合公園多目的競技場	北葛飾郡松伏町ゆめみ野東4-1	2
<a href="#">163</a>	吉松-02	吉松	吉川運動公園	吉川市きよみ野1-5	1
<a href="#">164</a>	吉松-03	吉松	吉川市美南中央公園	吉川市美南2-6	

## 病院屋上ヘリポート

番号	認識番号	消防本部(局)	場外名称	地名番地	チヌーク 着陸可
<b>1</b>	川口	川口	川口市立医療センター「屋上ヘリポート」	川口市西新井宿字竹下180	
<b>2</b>	さいたま	さい	さいたま赤十字病院「屋上ヘリポート」	さいたま市中央区上落合8-3-33	
<b>3</b>	県央	県央	北里研究所メディカルセンター病院「屋上ヘリポート」	北本市荒井6-100	
<b>4</b>	埼玉西	埼玉西	埼玉医科大学国際医療センター「屋上ヘリポート」	日高市山根1397-1	
<b>5</b>	埼玉西	埼玉西	埼玉石心会病院「屋上ヘリポート」	狭山市入間川2-37-20	
<b>6</b>	深谷	深谷	深谷赤十字病院「屋上ヘリポート」	深谷市上柴町西5-8-1	
<b>7</b>	羽生	羽生	羽生総合病院「屋上ヘリポート」	羽生市大字下岩瀬446	

## ○ 災害拠点病院

災害拠点 病院区分	病 院 名	所 在 地
基幹災害拠点 病院	川口市立医療センター	川口市西新井宿179
	埼玉医科大学総合医療センター	川越市鴨田1981
	さいたま赤十字病院	さいたま市中央区新都心1-5
地域災害拠点 病院	自治医科大学附属さいたま医療センター	さいたま市大宮区天沼町1-847
	北里大学メディカルセンター	北本市荒井6-100
	埼玉県済生会加須病院	加須市上高柳1680
	深谷赤十字病院	深谷市上柴町西5-8-1
	獨協医科大学埼玉医療センター	越谷市南越谷2-1-50
	さいたま市立病院	さいたま市緑区三室2460
	防衛医科大学校病院	所沢市並木3-2
	埼玉県済生会川口総合病院	川口市西川口5-11-5
	埼玉医科大学国際医療センター	日高市山根1397-1
	行田総合病院	行田市持田376
	新久喜総合病院	久喜市上早見418-1
	国立病院機構埼玉病院	和光市諏訪2-1
	草加市立病院	草加市草加2-21-1
	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷38
	さいたま市民医療センター	さいたま市西区島根299-1
	上尾中央総合病院	上尾市柏座1-10-10
	羽生総合病院	羽生市下岩瀬446
	埼玉県立小児医療センター	さいたま市中央区新都心1-2
戸田中央総合病院	戸田市本町1-19-3	



# 埼玉県・市町村人的相互応援に関する要綱

(平成26年3月31日締結)

## (趣旨)

第1条 埼玉県（以下「甲」という。）及び県内の全市町村（以下「乙」という。）は、埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定（以下「基本協定」という。）に基づき、県内で発生する災害による被災市町村の迅速な応急対策及び復旧対策を応援し、もって被災者の速やかな生活の再建を支援するため、被災市町村に職員を短期間派遣する埼玉県・市町村人的相互応援（以下「人的相互応援」という。）を実施する。

2 人的相互応援に関しては、災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定（平成19年5月1日締結）（以下「相互応援基本協定」という。）及び災害時の相互応援に関する実施要領にかかわらず、この要綱の定めるところによる。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 被災市町村 災害により、住民や管内の公共物に被害が発生した市町村をいう。

## (人的相互応援の制度)

第3条 甲及び乙は、被災市町村のみでは十分かつ迅速に救助、応急対策及び復旧対策を実施することが困難な場合に、必要な技術職、事務職及び技能職等の職員を被災市町村からの要請に応じて短期間派遣するものとする。

## (派遣要請の手続)

第4条 被災市町村の長は、甲又は乙に職員の短期派遣を要請しようとするときは、派遣要請依頼書（様式第1号）により、次に掲げる事項を明らかにして、甲に派遣の要請を依頼するものとする。

- (1) 派遣に係る人数及び職種
- (2) 派遣に係る業務内容
- (3) 派遣に係る期間

- (4) 派遣場所及び派遣場所への経路
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
- 2 前項第3号の期間は、短期間のものに限る。
  - 3 甲は、第1項の依頼を受けたときは、市町村又は甲の機関に対して派遣の可否についての照会をする。
  - 4 甲は、前項の派遣の可否についての回答を基に、職員の派遣をする市町村（以下「派遣市町村」という。）又は甲の機関（以下「派遣機関」という。）と派遣に係る人数など第1項各号に規定する事項について調整する。
  - 5 甲は、前項の調整をしたときは、派遣調整結果通知書（様式第2号）により、調整結果を派遣の要請を依頼した被災市町村（以下「要請市町村」という。）、派遣市町村及び派遣機関に通知するものとする。
  - 6 前項の通知を受けた要請市町村は派遣市町村又は派遣機関に対して、派遣要請書（様式第3号）を提出する。
  - 7 特段の理由がない限り、前項に規定する派遣要請書の提出及び受領によって要請市町村及び派遣市町村又は派遣機関は、派遣についての合意をしたものとみなす。

#### （派遣の実施）

第5条 前条第6項の派遣要請書を受領した派遣市町村又は派遣機関は速やかに職員の派遣を実施する。

#### （派遣の調整）

第6条 甲は、前条の規定による派遣が迅速かつ円滑に実施されるよう、派遣の調整を行うことができる。

#### （派遣の取扱い）

第7条 第5条の規定により職員を派遣する場合の取扱いは、短期の職務命令による派遣の扱いとする。ただし、要請市町村と派遣市町村及び派遣機関が別途協議し、これと異なる取扱いをすることを妨げない。

- 2 派遣市町村及び派遣機関から派遣される職員は、要請市町村において、要請市町村の職員が行う業務の補助を行う。

#### （疑義等の協議）

第8条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱に関する疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

- 2 前項に規定する協議について、そのいとまがないときには、甲、要請市町村、派遣市

町村及び派遣機関等の派遣に関わる関係者が、その都度協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行し、同日以後に生じた災害に係る人的相互  
応援について適用する。
- 2 この要綱の成立は、埼玉県知事及び県内全市町村長の同意書をもって証する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## 埼玉県・市町村人的相互応援

### 派遣要請依頼書

埼玉県知事 ○○ ○○

○○市町村長 ○○ ○○

下記のとおり、職員の派遣を要請したいので依頼します。

#### 記

派遣要請市町村	市町村名	
	担当課名	
	担当者氏名	
	電話番号	
	FAX/メール	
要請日時		
派遣に係る人数及び職種		
派遣に係る業務内容		
派遣に係る期間(※)		
派遣場所		
派遣場所への経路		
その他必要な事項		

※ 派遣に係る期間は、短期間とします。

#### 【埼玉県連絡者】

所属	
職名・氏名	
電話	

## 埼玉県・市町村人的相互応援

### 派遣調整結果通知書

〇〇市町村長 〇〇 〇〇 様

埼玉県知事 〇〇 〇〇（公印省略）

下記のとおり、職員の派遣の調整結果について通知します。

#### 記

派遣市町村又は 派遣機関の名称	
派遣に係る人数及び職種	
派遣に係る業務内容	
派遣に係る期間	
派遣場所	

#### 【派遣市町村又は派遣機関の連絡先】

担当課名	
担当者氏名	
電話番号	
FAX/メール	

#### 【埼玉県連絡者】

所属	
職名・氏名	
電話	

## 埼玉県・市町村人的相互応援

### 派遣要請書

埼玉県知事 ○○ ○○ 様

又は

○○市町村長 ○○ ○○ 様

○○市町村長 ○○ ○○

埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定第5条及び埼玉県・市町村人的相互応援に関する要綱第4条第6項に基づき、下記のとおり職員の派遣を要請します。

#### 記

要請日時	
派遣に係る人数及び職種	
派遣に係る業務内容	
派遣に係る期間(※)	
派遣場所	
派遣場所への経路	
その他必要な事項	

※ 派遣に係る期間は、短期間とします。

担当課名	
担当者職名・氏名	
電話番号	
FAX/メール	

## 応急対策職員派遣制度に関する要綱

### 目次

#### 第 1 章 総則

#### 第 2 章 応急対策職員派遣制度の基本的な事項

#### 第 3 章 大規模災害時における応急対策職員派遣制度に係る対応等

#### 第 4 章 被災市区町村が行う災害対応業務を支援するための応援職員の派遣

##### 第 1 節 被災地域ブロック内を中心とした地方公共団体による応援職員の派遣（第 1 段階支援）

##### 第 2 節 全国の地方公共団体による応援職員の派遣（第 2 段階支援）第 3 節 追加の対口支援による応援職員の派遣第 4 節 独自申出による応援職員の派遣第 5 章 総括支援チームの派遣第 6 章 受援体制第 7 章 その他別表

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この要綱は、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に全国の地方公共団体の人的資源を最大限に活用して被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員の派遣の仕組みである応急対策職員派遣制度について基本的な事項を定めるとともに、その運用に当たり関係機関と総務省とが協力して実施する事項その他必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、関係法令において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大規模災害とは、被災市区町村を包括する被災都道府県及び当該被災都道府県の区域内の市区町村による応援職員の派遣だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施できない規模の災害をいう。
- (2) 地域ブロックとは、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」第1条に定めるブロックをいう。ただし、中国ブロック及び四国ブロックについては、合わせて一の地域ブロックとする。
- (3) 地域ブロック幹事都道府県とは、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」第4条第1項に定める幹事県等をいう。ただし、中国・四国ブロックについては、中国ブロック又は四国ブロックの幹事県等のうちいずれか一の幹事県等とする。
- (4) 地域ブロック内の地方公共団体とは、別表に定める地域ブロック内の都道府県及び当該都道府県の区域内の市区町村をいう。
- (5) 被災都道府県内の地方公共団体とは、被災市区町村を包括する被災都道府県及び当該被災都道府県の区域内の市区町村（被災市区町村を除く。）をいう。
- (6) 関係省庁とは、内閣府及び消防庁をいう。
- (7) 関係団体とは、全国知事会、全国市長会、全国町村会及び指定都市市長会をいう。



- (8) 関係機関とは、関係省庁、関係団体及び地方公共団体をいう。
- (9) 関係都道府県とは、被災地域ブロック幹事都道府県及び被災都道府県をいう。
- (10) 対口支援方式とは、被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てることにより、担当する都道府県又は指定都市（以下「対口支援団体」という。）を決定し、対口支援団体が基本的に自ら完結して応援職員を派遣することをいう。
- (11) 災害マネジメント総括支援員とは、被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、被災市区町村における応援職員のニーズ等の把握、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携等を通じて、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援するために、地方公共団体が応援職員として派遣する者として、総務省が管理する名簿に登録されている者をいう。
- (12) 災害マネジメント支援員とは、災害マネジメント総括支援員の補佐を行うために、地方公共団体が応援職員として派遣する者として、総務省が管理する名簿に登録されている者をいう。
- (13) 総括支援チームとは、被災市区町村への応援職員派遣の協力依頼に先立ち、被災市区町村の被害状況や応援職員のニーズ把握を行うほか、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援するために、地方公共団体が災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員等で編成し、被災市区町村に派遣するチームをいう。

## 第2章 応急対策職員派遣制度の基本的な事項

(基本的な事項)

第3条 本制度の基本的な事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本制度は、地方公共団体の相互の協力によることを旨とするものであること。
- (2) 本制度は、地方公共団体間の災害時相互応援協定等を妨げるものではないこと。
- (3) 本制度に基づく応援職員の派遣の形態は、職務命令による短期の派遣（公務出張）を基本とするものであること。
- (4) 本制度に基づく応援職員の派遣の目的は、被災市区町村の長の指揮の下、次に掲げる業務に携わるものであること。
  - (ア) 災害応急対策を中心とした災害対応業務のうち、避難所の運営及び罹災証明書の交付のほか、本制度以外の仕組み等において対象としていない業務を支援すること。ただし、本制度以外の仕組み等と必要な連携を図るものであること。
  - (イ) 被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、被災市区町村における応援職員のニーズ等の把握、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携等を通じて、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援すること。
- (5) 前号アのための応援職員は、次に掲げるように派遣することを基本とするものであること。

ただし、災害の規模、態様等に応じ柔軟な対応を図るものであること。

- (ア) 最初に被災地域ブロック内を中心とした地方公共団体が応援職員を派遣すること（以下「第1段階支援」という。）とし、第1段階支援だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施できない場合には、第1段階支援を補完するため全国の地方公共団体が応援職員を派遣すること（以下「第2段階支援」という。）。
- (イ) 対口支援方式により応援職員を派遣すること。
- (ウ) 都道府県及び当該都道府県の区域内の市区町村（原則として指定都市を除く。）が一体的に応援職員を派遣すること（以下「一体的支援」という。）。

(6) 第4号イのための応援職員は、総括支援チームを派遣するものであること。

(関係機関の連携)

第4条 関係機関及び総務省は、本制度に基づく応援職員の派遣が密接な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡調整を行うものとする。

### 第3章 大規模災害時における応急対策職員派遣制度に係る対応等

(情報の収集及び共有)

第5条 総務省は、震度6弱以上の地震が観測された場合又はそれに相当する程度の災害が発生し、又は発生するおそれがあると考えられる場合には、応援職員の派遣に関し、関係省庁、関係団体及び関係都道府県（以下「関係省庁等」という。）からの情報の収集及び関係省庁等との情報の共有を行うものとする。

2 総務省は、前項の規定により情報の収集及び共有を開始する場合には、関係省庁等に対しその旨を連絡するものとし、連絡を受けた関係省庁等は、総務省に対し応援職員の派遣に関して得られた情報を提供するものとする。

3 前2項の規定による情報の収集、共有及び提供は、主として電話、電子メール、ファクシミリ等により行うものとし、必要に応じて会議の開催により行うものとする。

4 被災地域ブロック幹事都道府県は、自らが被災した等の場合には、本要綱における被災地域ブロック幹事都道府県の役割について、被災地域ブロック内の他の都道府県（以下「被災地域ブロック幹事代理都道府県」という。）に行わせることができるものとする。この場合において、被災地域ブロック幹事代理都道府県は、総務省、全国知事会並びに被災地域ブロック内の都道府県及び指定都市に対しその旨を速やかに連絡するものとし、連絡を受けた総務省は、関係団体に対しその旨を連絡するものとする。

(被災都道府県による応援職員のニーズ等の把握)

第6条 被災都道府県は、被災市区町村における次の各号に掲げる応援職員のニーズ等を速やかに把握するものとする。

- (1) 災害対応業務を支援するための応援職員の派遣の必要性
  - (2) 前号について応援職員の派遣が必要なときはその派遣要請人数（業務又は職種、期間等を含む。）
  - (3) 総括支援チームの派遣の必要性
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な情報
- 2 被災都道府県は、総務省及び被災地域ブロック幹事都道府県に対し、前項の規定により把握した情報を提供するとともに、把握したニーズ等に対し当該被災都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であることが見込まれる場合には、その旨を併せて連絡するものとする。
- 3 前項の規定による情報の提供及び連絡は、主として電話、電子メール、ファクシミリ等により行うものとする。

(応援職員確保調整本部の設置)

第7条 総務省は、得られた情報を基に、関係団体と協議の上必要と判断した場合には、応援職員の派遣に関し、関係省庁等からの情報の収集、関係省庁等との情報の共有並びに総合的な調整及び意思決定を行うため、総務省及び関係団体で構成する応援職員確保調整本部（以下「確保調整本部」という。）を設置するものとする。この場合において、第5条第1項の総務省の事務は、確保調整本部に引き継ぐものとする。

- 2 確保調整本部に事務局を置き、事務局の事務は総務省が行うものとする。
- 3 確保調整本部は、確保調整本部が設置された場合には、関係省庁及び関係都道府県並びに関係団体を通じて地方公共団体に対しその旨を連絡するものとする。
- 4 第1項の規定による情報の収集及び共有並びに総合的な調整は、主として電話、電子メール、ファクシミリ等により行うものとし、必要に応じて会議の開催により行うものとする。
- 5 確保調整本部は、応援職員の派遣の要請、派遣の状況等を踏まえ、第1項の規定による総合的な調整を行う必要がなくなると判断した場合には、確保調整本部を廃止するものとする。

(応援職員確保現地調整会議の設置)

第8条 確保調整本部は、関係都道府県と協議の上必要と判断した場合には、次の各号に掲げる調整等を行うため、応援職員確保現地調整会議（以下「現地調整会議」という。）を設置するものとする。

(1) 第1段階支援に関する調整

(2) 前号の規定により調整した事項の確保調整本部への報告

(3) 現地における情報収集

(4) 現地において収集した情報の確保調整本部への報告

(5) 前各号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な調整

- 2 確保調整本部は、関係都道府県に対し現地調整会議への参加を求めるものとする。
- 3 確保調整本部は、関係都道府県と協議の上、被災都道府県の災害対策本部が置かれる都道府県庁舎に設置することを基本として現地調整会議の設置場所を決定するものとする。
- 4 総務省、関係団体及び関係都道府県は、前項の規定により設置場所を決定した場合には、現地調整会議に参加させるための要員（以下「現地調整会議参加要員」という。）を派遣するものとする。
- 5 関係団体及び被災地域ブロック幹事都道府県は、現地調整会議参加要員を派遣することが困難である場合には、それぞれの構成団体（この要綱において、全国市長会にあっては市区（指定都市を除く。）と、指定都市市長会にあっては指定都市と、被災地域ブロック幹事都道府県にあっては被災地域ブロック内の他の都道府県とする。）に参加させることができるものとする。ただし、現地調整会議に参加する者のいずれかから参集の要請があった場合には、可能な限り現地調整会議参加要員を派遣するものとする。
- 6 総務省、関係団体及び関係都道府県の現地調整会議参加要員は、参集次第、現地調整会議に参加するものとし、さらに、災害時相互応援協定等に基づき現地に派遣された地方公共団体の連絡要員も参加することができるものとする。
- 7 関係都道府県は、現地調整会議が設置されない場合においても、必要に応じて確保調整本部と調整の上、第1段階支援に関する調整を行うものとする。

- 8 確保調整本部は、応援職員の派遣の要請、派遣の状況等を踏まえ、第1項の規定による調整等を行う必要がなくなつたと判断した場合には、現地調整会議を廃止するものとする。

#### 第4章 被災市区町村が行う災害対応業務を支援するための応援職員の派遣

##### 第1節 被災地域ブロック内を中心とした地方公共団体による応援職員の派遣（第1段階支援）

（被災地域ブロック内の地方公共団体に対する応援職員の派遣についての協力の依頼）

第9条 被災都道府県は、当該被災都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、被災地域ブロック幹事都道府県を通じて被災地域ブロック内の地方公共団体に対し、当該被災市区町村への応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

- 2 前項の規定による協力の依頼は、次の各号に掲げる事項を記載した文書を提出して行うものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。
  - (1) 被災市区町村における応援職員の派遣要請人数（業務又は職種、期間等を含む。）
  - (2) 前号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な事項

（対口支援団体の決定）

第10条 現地調整会議は、前条第1項の規定により被災都道府県から被災地域ブロック内の地方公共団体に対して協力の依頼があつた場合には、被災市区町村ごとに被災地域ブロック内の都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てることにより、被災地域ブロック内における対口支援の案を作成するものとする。

- 2 現地調整会議は、次の各号に掲げる事項を考慮することを基本として、対口支援の案を作成するものとする。
  - (1) 総括支援チームの派遣の状況
  - (2) 被災市区町村における応援職員の派遣要請人数（業務又は職種、期間等を含む。）、被害の状況及び災害対応業務実施体制の状況

- (3) 対口支援団体の対象となる都道府県又は指定都市と被災市区町村との距離及び移動時間
- (4) 対口支援団体の対象となる都道府県（当該都道府県の区域内の市区町村を含む。）又は指定都市の職員数
- (5) 対口支援団体の対象となる都道府県又は指定都市の過去の災害における応援職員の派遣の実績
- (6) 災害時相互応援協定等の締結状況
- (7) 前各号に掲げるもののほか、被災市区町村の人口等考慮を必要とする事項

3 現地調整会議は、確保調整本部に対し、第1項の規定により作成した対口支援の案を速やかに報告するものとする。

4 現地調整会議は、被災地域ブロック内の都道府県及び指定都市だけでは対口支援の案を作成することが困難である場合には、確保調整本部に対し、その旨を速やかに報告するものとする。

5 確保調整本部は、前項の規定による報告を受けた場合は、次の各号に掲げる事項を考慮することを基本として、被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てることにより、対口支援の調整を行うものとする。この場合において、都道府県との調整については全国知事会が、指定都市との調整については指定都市市長会が中心となり行うものとする。

(1) 別表の応援優先順位欄の順位

(2) 第2項各号に掲げる事項

6 確保調整本部は、第3項に規定する現地調整会議からの報告及び前項に規定する確保調整本部での調整結果を踏まえ最終的に対口支援団体を決定するものとする。

7 確保調整本部は、対口支援団体を決定した場合には、対口支援団体に対し、当該決定事項、第2項第2号に規定する事項及び現地調整会議等において得られた情報を速やかに文書により連絡するものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。また、現地調整会議に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡するものとする。

8 被災都道府県は、対口支援団体が決定された場合には、被災市区町村に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡するものとする。

9 確保調整本部は、対口支援団体を決定した場合には、関係団体を通じて、地方公共団体に対し当該決定事項を速やかに連絡するとともに、一体的支援に係る市区町村に対し応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

(対口支援団体等による応援職員の派遣)

第11条 対口支援団体は、前条第7項の規定により連絡を受けた場合には、対口支援を行う被災市区町村に連絡要員を派遣する等により、当該被災市区町村における応援職員のニーズ等を把握するものとする。

2 対口支援団体は、対口支援を行う被災市区町村における前条第2項第2号に規定する事項、前項の規定により把握したニーズ等を踏まえ、応援職員の派遣のための調整を行うものとする。

この場合において、対口支援団体である都道府県は、当該都道府県の区域内の市区町村に対し、一体的支援を行うことについて確認の上、次の各号に掲げる調整等を行うものとする。

(1) 被災市区町村における応援職員の派遣要請人数(業務又は職種、期間等を含む。)の割り振りの調整

(2) 交通手段、宿泊場所、必要な装備に関する事その他応援職員の派遣に当たり必要な情報の可能な限りの提供

(3) 前2号に掲げるもののほか、一体的支援を行うに当たり必要な調整等

3 対口支援団体及び対口支援団体である都道府県と一体的支援を行う市区町村は、応援職員の派遣のための調整が完了次第、速やかに派遣するものとする。

4 対口支援団体は、対口支援を行う被災市区町村について、次の各号に掲げる支援を継続的に行うものとする。

(1) 応援職員のニーズ等の把握

(2) 前号の規定により把握したニーズ等を踏まえた応援職員の派遣

(3) 被災市区町村の職員、応援職員(自らが派遣する応援職員のほか、本制度以外の仕組み等により派遣された応援職員を含む。)等で構成する連絡会議の開催等を通じた関係者間での情報の共有

(4) 応援職員に関する受援体制の確保に関する助言



(5) 前各号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な支援

5 対口支援団体は、応援職員の派遣を終了する場合には、確保調整本部に対し、事前にその旨を文書により連絡するものとする。

6 確保調整本部は、前項の規定により連絡を受けた場合には、対口支援団体に対し、対口支援の終了について、文書により連絡するものとする。

(第1段階支援に関するその他の事項)

第12条 対口支援団体は、確保調整本部及び被災都道府県に対し、対口支援を行う被災市区町村について、応援職員の派遣要請人数及び派遣人数（自らが派遣する応援職員を含め、被災市区町村に派遣された応援職員の派遣人数をいう。）の当日の状況及び翌日以降の見込みの状況並びにその他応援職員の派遣に関する情報を電子メールにより毎日提供するものとする。なお、当該連絡の頻度については、確保調整本部及び被災都道府県が協議して、適宜見直しを行うものとする。

2 被災都道府県は、前項の規定により提供された情報を集約し、被災地域ブロック幹事都道府県に対し提供するものとする。また、確保調整本部は、必要に応じて、対口支援団体に対する詳細な状況の確認及び関係省庁との共有を行うものとする。

3 被災地域ブロック幹事都道府県は、第1項に規定する被災都道府県の役割（当該被災都道府県の区域内の被災市区町村に関するものに限る。）について、被災都道府県と協議の上、被災都道府県に代わって行うことができるものとする。

## 第2節 全国の地方公共団体による応援職員の派遣（第2段階支援）

(全国の地方公共団体に対する応援職員の派遣についての協力の依頼)

第13条 被災都道府県は、第9条第1項の規定により応援職員の派遣について協力の依頼を行うにあたり、当該被災地域ブロック都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは対応が困難な場合、確保調整本部に対し第2段階支援の必要性について連絡するものとする。

2 前項の規定による第2段階支援の必要性の連絡は、第9条第2項各号に規定する事項を記載した文書を提出して行うものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。

(確保調整本部における対口支援団体の決定)

第14条 確保調整本部は、前条第1項の規定により第2段階支援の必要性の連絡を受けた場合には、次の各号に掲げる事項を考慮することを基本として、応援職員の派遣の調整を行った上で、対口支援団体を決定するものとする。この場合において、都道府県との調整については全国知事会が、指定都市との調整については指定都市市長会が中心となり行うものとする。

(1) 別表の応援優先順位欄の順位

(2) 都道府県(当該都道府県の区域内の市区町村を含む。)及び指定都市の職員数

(3) 都道府県(当該都道府県の区域内の市区町村を含む。)及び指定都市が既に応援職員の派遣を行っているときはその派遣人数

(4) 前3号に掲げるもののほか、考慮を必要とする事項

2 確保調整本部は、前項の規定により決定を行った場合には、当該団体に対し、文書により決定事項を連絡するとともに、被災都道府県に対し決定事項を速やかに連絡するものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。連絡を受けた被災都道府県は、対口支援を行う被災市区町村に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡するものとする。

3 確保調整本部は、第1項の規定により決定を行った場合には、関係団体を通じて、地方公共団体に対し決定事項を速やかに連絡するとともに、一体的支援に係る市区町村に対し応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

(全国の地方公共団体による応援職員の派遣)

第15条 前条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体は、応援職員の派遣要請人数等を踏まえ、それぞれ、応援職員の派遣のための調整を行うものとする。この場合において、対口支援団体である都道府県は、当該都道府県の区域内の市区町村に対し、

一体的支援を行うことについて確認の上、第 11 条第 2 項各号に規定する調整等を行うものとする。

- 2 前条第 2 項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体及び対口支援団体である都道府県と一体的支援を行う市区町村は、応援職員の派遣のための調整が完了次第、速やかに派遣するとともに、第 11 条第 4 項各号に規定する支援を継続的に行うものとする。
- 3 前条第 2 項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体は、応援職員の派遣を終了する場合には、確保調整本部に対し、事前にその旨を文書により連絡するものとする。
- 4 確保調整本部は、前項の規定により連絡を受けた場合には、前条第 2 項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体に対し、対口支援の終了について、文書により連絡するものとする。

(第 2 段階支援に関するその他の事項)

- 第 16 条 第 14 条第 2 項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体は、確保調整本部及び被災都道府県に対し、対口支援を行う被災市区町村について、応援職員の派遣要請人数及び派遣人数（自らが派遣する応援職員を含め、被災市区町村に派遣された応援職員の派遣人数をいう。）の当日の状況及び翌日以降の見込みの状況並びにその他応援職員の派遣に関する情報を電子メールにより毎日提供するものとする。なお、当該連絡の頻度については、確保調整本部及び被災都道府県が協議して、適宜見直しを行うものとする。
- 2 被災都道府県は、前項の規定により提供された情報を集約し、被災地域ブロック幹事都道府県に対し提供するものとする。また、確保調整本部は、必要に応じて、対口支援団体に対する詳細な状況の確認及び関係省庁との共有を行うものとする。
  - 3 被災地域ブロック幹事都道府県は、第 13 条第 1 項、第 14 条第 2 項及び本条第 1 項に規定する被災都道府県の役割（当該被災都道府県の区域内の被災市区町村に関するものに限る。）について、被災都道府県と協議の上、被災都道府県に代わって行うことができるものとする。

### 第 3 節 追加の対口支援による応援職員の派遣

(追加の対口支援に対する応援職員の派遣についての協力の依頼)

第 17 条 対口支援団体は、当該対口支援団体による応援職員の派遣だけでは対口支援を行う被災市区町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、被災市区町村と協議の上、被災都道府県に対し追加の対口支援の必要性について連絡するものとする。

2 前項の規定による追加の対口支援の必要性の連絡は、第 9 条第 2 項各号に規定する事項を記載した文書を提出して行うものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。

3 被災都道府県は、第 1 項の規定による追加の対口支援の必要性の連絡に対し、対口支援団体だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、確保調整本部に対し追加の対口支援の必要性について連絡するものとする。

4 前項の規定による追加の対口支援の必要性の連絡は、第 9 条第 2 項各号に規定する事項を記載した文書を提出して行うものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。

(確保調整本部における追加の対口支援団体の決定)

第 18 条 確保調整本部は、前条第 3 項の規定により追加の対口支援の必要性の連絡を受けた場合には、第 10 条第 2 項及び第 14 条第 1 項各号に掲げる事項を考慮することを基本として、応援職員の派遣の調整を行った上で、対口支援団体を決定するものとする。この場合において、都道府県との調整については全国知事会が、指定都市との調整については指定都市市長会が中心となり行うものとする。

2 確保調整本部は、前項の規定により決定を行った場合には、当該団体に対し、文書により決定事項を連絡するとともに、被災都道府県に対し決定事項を速やかに連絡するものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。連絡を受けた被災都道府県は、前条第 1 項の規定により追加の対口支援の必要性を連絡した対口支援団体に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡するものとする。

さらに、連絡を受けた対口支援団体は、対口支援を行う被災市区町村に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡するものとする。

- 3 確保調整本部は、第1項の規定により決定を行った場合には、関係団体を通じて、地方公共団体に対し決定事項を速やかに連絡するとともに、一体的支援に係る市区町村に対し応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

(追加の対口支援団体による応援職員の派遣)

第19条 前条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体は、応援職員の派遣要請人数等を踏まえ、それぞれ、応援職員の派遣のための調整を行うものとする。この場合において、当該都道府県は、当該都道府県の区域内の市区町村に対し、一体的支援を行うことについて確認の上、第11条第2項各号に規定する調整等を行うものとする。

- 2 前条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体及び対口支援団体と一体的支援を行う市区町村は、都道府県及び当該都道府県と一体的支援を行う市区町村並びに指定都市は、応援職員の派遣のための調整が完了次第、速やかに派遣するとともに、第11条第4項各号に規定する支援を継続的に行うものとする。

- 3 前条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体は、応援職員の派遣を終了する場合には、確保調整本部に対し、事前にその旨を文書により連絡するものとする。

- 4 確保調整本部は、前項の規定により連絡を受けた場合には、前条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた都道府県及び指定都市に対し、対口支援の終了について、文書により連絡するものとする。

(追加の対口支援に関するその他の事項)

第20条 第18条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体は、確保調整本部及び被災都道府県に対し、対口支援を行う被災市区町村について、応援職員の派遣要請人数及び派遣人数（自らが派遣する応援職員を含め、被災市区町村に派遣された応援職員の派遣人数をいう。）の当日の状況及び翌日以降の見込みの状況並びにその他応援職員の派遣に

関する情報を電子メールにより毎日提供するものとする。なお、当該連絡の頻度については、確保調整本部及び被災都道府県が協議して、適宜見直しを行うものとする。

- 2 被災都道府県は、前項の規定により提供された情報を集約し、被災地域ブロック幹事都道府県に対し提供するものとする。また、確保調整本部は、必要に応じて、対口支援団体に対する詳細な状況の確認及び関係省庁との共有を行うものとする。
- 3 被災地域ブロック幹事都道府県は、第17条第1項、同条第3項、第18条第2項及び本条第1項に規定する被災都道府県の役割（当該被災都道府県の区域内の被災市区町村に関するものに限る。）について、被災都道府県と協議の上、被災都道府県に代わって行うことができるものとする。

#### 第4節 独自申出による応援職員の派遣

（独自申出による応援職員の派遣の調整）

第21条 地方公共団体（被災都道府県内の地方公共団体を除く。）は、第1段階支援及び第2段階支援とは別に、独自に応援職員の派遣を行おうとする場合には、都道府県にあっては全国知事会に、指定都市にあっては指定都市市長会に、市区（指定都市を除く。）にあっては全国市長会に、町村にあっては全国町村会に対しその旨を申し出ること（以下「独自申出」という。）ができるものとする。

- 2 前項の規定による独自申出は、次の各号に掲げる事項を記載した文書を提出して行うものとする。
  - （1）応援職員の派遣可能人数（業務又は職種、期間等を含む。）
  - （2）前号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な事項
- 3 関係団体は、第1項の規定により独自申出を受けた場合には、それぞれ、当該独自申出の情報を管理するとともに、確保調整本部に対し当該情報を報告するものとする。
- 4 確保調整本部は、前項の規定により報告を受けた場合には、対口支援団体の決定前にあっては被災都道府県と、対口支援団体の決定後にあっては対口支援団体と協議の上、応援職員の派遣の調整を行うものとする。

5 確保調整本部は、前項の規定により調整を行った場合には、関係団体を通じて、地方公共団体に対し調整結果を連絡するとともに、対象となる地方公共団体に対し応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

## 第5章 総括支援チームの派遣

(災害マネジメント総括支援員等の登録)

第22条 総務省は、平常時に、地方公共団体からの推薦を受けて、当該地方公共団体の職員を災害マネジメント総括支援員として名簿に登録し、当該名簿（以下「総括支援員登録名簿」という。）の管理を行うものとする。

2 総務省は、平常時に、地方公共団体からの推薦を受けて、当該地方公共団体の職員を災害マネジメント支援員として名簿に登録し、当該名簿の管理を行うものとする。

3 災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員の登録の手続等については、別に定めるところによるものとする。

(総括支援チームの派遣の要請等)

第23条 被災市区町村は、対口支援団体の決定前において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、当該被災市区町村を包括する被災都道府県を通じて確保調整本部（確保調整本部設置前には総務省。）に対し総括支援チームの派遣を要請することができるものとする。

2 被災市区町村は、対口支援団体の決定後において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請することができるものとする。

3 第1項又は前項の規定による要請は、その旨を記載した文書を提出して行うものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。

4 対口支援団体は、第2項の規定による要請に対し適当な総括支援チームを派遣することが困難である場合には、確保調整本部に対しその旨を連絡するものとする。

- 5 確保調整本部は、第1項の規定により要請を受けた場合又は前項の規定により連絡を受けた場合には、総括支援員登録名簿に基づき、災害マネジメント総括支援員が属する地方公共団体と調整し、当該地方公共団体に対し総括支援チームの派遣について協力を依頼するものとする。
- 6 確保調整本部は、第1項に規定するもののほか、被災都道府県から協力の依頼を受けた場合又は得られた情報を基に必要と判断した場合には、総括支援員登録名簿に基づき、災害マネジメント総括支援員が属する地方公共団体と調整し、当該地方公共団体に対し総括支援チームの派遣について協力を依頼するものとする。
- 7 確保調整本部は、第5項又は前項の規定に基づき、総括支援チームの派遣に関して災害マネジメント総括支援員が属する地方公共団体（被災地域ブロック内の地方公共団体に限る。）と調整する場合は、原則として、被災地域ブロック幹事都道府県と協議の上で行うものとする。
- 8 確保調整本部は、第5項又は第6項の規定により総括支援チームの派遣について協力を依頼した場合には、当該団体に対し、文書によりその旨を連絡するものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。また、確保調整本部は、関係都道府県及び対口支援団体に対しその旨を連絡するものとし、さらに、対口支援団体の決定前にあっては被災都道府県を通じて、対口支援団体の決定後にあっては対口支援団体を通じて被災市区町村に対しその旨を連絡するものとする。また、関係団体を通じて、地方公共団体に対しその旨を連絡するものとする。

(総括支援チームの派遣)

- 第24条 確保調整本部から協力の依頼を受けた地方公共団体又は被災市区町村から要請を受けた対口支援団体は、総括支援チームの派遣のための調整が完了次第、速やかに派遣するものとする。
- 2 確保調整本部から協力の依頼を受けた地方公共団体又は被災市区町村から要請を受けた対口支援団体は、総括支援チームを派遣した場合には、確保調整本部に対し、速やかにその旨を連絡するものとする。
  - 3 確保調整本部は、前項の規定により連絡を受けた場合には、関係都道府県及び対口支援団体に対しその旨を連絡するものとし、さらに、対口支援団体の決定前にあっては被災都道府県を通



じて、対口支援団体の決定後には対口支援団体を通じて被災市区町村に対しその旨を連絡するものとする。

4 確保調整本部から協力の依頼を受けた地方公共団体又は被災市区町村から要請を受けた対口支援団体は、総括支援チームの派遣を終了する場合には、確保調整本部に対し、事前にその旨を文書により連絡するものとする。

5 確保調整本部は、前項の規定により連絡を受けた場合には、当該団体に対し、総括支援チームの派遣の終了について、文書により連絡するものとする。

(総括支援チームの派遣に関するその他の事項)

第 25 条 総括支援チーム派遣団体は、確保調整本部及び被災都道府県に対し、総括支援チームの派遣を行う被災市区町村について、総括支援チームの派遣人数の当日の状況及び翌日以降の見込みの状況並びにその他総括支援チームの支援に関する状況等を電子メールにより毎日提供するものとする。なお、当該連絡の頻度については、確保調整本部及び被災都道府県が協議して、適宜見直しを行うものとする。

2 被災都道府県は、前項の規定により提供された情報を集約し、被災地域ブロック幹事都道府県に対し提供するものとする。また、確保調整本部は、必要に応じて、対口支援団体に対する詳細な状況の確認及び関係省庁との共有を行うものとする。

3 被災地域ブロック幹事都道府県は、第 1 項に規定する被災都道府県の役割（当該被災都道府県の区域内の被災市区町村に関するものに限る。）について、被災都道府県と協議の上、被災都道府県に代わって行うことができるものとする。

## 第 6 章 受援体制

(平常時における受援体制の整備等)

第 26 条 市区町村は、災害時に円滑に応援職員の受入ができるよう、あらかじめ次に掲げる事項等を取りまとめた受援計画の策定を行うなど、受援体制について必要な準備を整えるものとする。

(1) 庁内全体の応援受入の窓口となる受援担当者

- (2) 応援職員が担う受援対象業務と必要人数
- (3) 各受援対象業務の担当部署における受援担当者
- (4) 応援要請の手順

2 都道府県は、区域内の市区町村に対し、前項の取組に係る助言や支援を行うものとする。

(応援職員受入時の体制整備)

第 27 条 被災市区町村は、災害時の応援職員の受入に際し、受援が円滑に機能するため、次に掲げる取組等により、応援職員の受入体制の整備に努めるものとする。

- (1) 応援職員の執務スペースの確保
- (2) 業務に必要な資機材等の準備
- (3) 受援に関する庁内調整会議の開催

## 第 7 章 その他

(被災都道府県による支援)

第 28 条 被災都道府県は、被災市区町村に連絡要員を派遣する等により、応援職員の派遣に関する支援（対口支援団体との連携を含む。）及び被災市区町村が行う災害マネジメントに関する支援（総括支援チームが派遣されている場合には、当該総括支援チームとの連携を含む。）を行うものとする。

2 被災都道府県は、対口支援団体の決定後に当該被災都道府県内の地方公共団体による被災市区町村への応援職員の派遣の調整を行う場合には、対口支援団体と協議の上行うものとする。

(応援職員の派遣に関する留意事項)

第 29 条 地方公共団体は、応援職員の派遣に関し、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 活動に必要な資機材、応援職員の食料、宿泊場所及び交通手段の確保等については、可能な限り自己完結型で対応すること。

(2) 派遣期間については、業務の習熟、引継ぎ等を考慮して調整を行うこと。

(応援職員の派遣に関する費用の負担)

第30条 本制度に基づく応援職員の派遣に要した費用の負担については、法令の定めによるほか、応援職員を派遣した地方公共団体と被災市区町村又は被災市区町村を包括する被災都道府県とが協議して定めるものとする。

(平常時における対応)

第31条 総務省は、平常時に、本制度に基づく応援職員の派遣に関する連絡調整を行うため、関係省庁、関係団体、都道府県（地域ブロック幹事都道府県の別を含む。）及び指定都市の担当部署の連絡先を記載した名簿を作成し、関係省庁、関係団体、都道府県及び指定都市と共有するものとする。

2 関係省庁、関係団体、都道府県及び指定都市は、前項に規定する名簿の連絡先に変更が生じた場合には、総務省に対し変更後の連絡先を速やかに連絡するものとする。

3 地域ブロック幹事都道府県は、平常時に、対口支援団体の決定に際して考慮することを基本とする第10条第2項第4号から第6号までに規定する事項について、当該地域ブロック内の都道府県及び指定都市に係る情報の整理及び定期的な更新を行い、地域ブロック内の都道府県及び指定都市と共有するものとする。さらに、総務省に対しても当該情報を提供するものとする。

提供を受けた総務省は、当該情報を関係団体と共有するものとする。

(訓練の実施)

第32条 総務省は、大規模災害時における本制度の円滑な運用を確保するため、関係機関の協力を得て、訓練を実施するものとする。

(要綱の見直し)

第33条 総務省は、前条に規定する訓練の結果等を踏まえ、必要に応じて関係機関の意見を聴きつつ、適宜、本要綱について必要な見直しを行うものとする。

(その他)

第 34 条 この要綱に定めるもののほか、本制度に関し必要な事項は、総務省が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 3 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 2 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 20 日から施行する。

(別表)

地域ブロック	北海道東北ブロック(A)	関東ブロック(B)	中部ブロック(C)	近畿ブロック(D)	中国・四国ブロック(E)	九州ブロック(F)
都道府県	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県	富山県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
指定都市	札幌市、仙台市、新潟市	さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市	静岡市、浜松市、名古屋市	京都市、大阪市、堺市、神戸市	岡山市、広島市	北九州市、福岡市、熊本市
応援優先順位	①B②C③D④E⑤F	①A②C③D④E⑤F	①D②B③A④E⑤F	①C②E③F④B⑤A	①F②D③C④B⑤A	①E②D③C④B⑤A

## 【救援物資要請受付書】

管理番号 \_\_\_\_\_

物資到着希望日時 令和 年 月 日 時 分

要請先	埼玉県	組織名	埼玉県	電話番号	048-830-8186
		所属	統括部物流オペレーションチーム	FAX番号	048-830-8159
		担当者	要請受付係	メールアドレス	a8170-02@pref.saitama.lg.jp

要請者	組織名		電話番号	
	所属		FAX番号	
	担当者		メールアドレス	

要請物資	品名	品目	数量	単位	物資入庫場所 (受入)	備考	

施設情報	入庫施設 1	所在地				電話番号	
		施設名				担当者	
		大型車可否		リフト有無		対応可能時間	
	入庫施設 2	所在地				電話番号	
		施設名				担当者	
		大型車可否		リフト有無		対応可能時間	
	入庫施設 3	所在地				電話番号	
		施設名				担当者	
		大型車可否		リフト有無		対応可能時間	
	入庫施設 4	所在地				電話番号	
		施設名				担当者	
		大型車可否		リフト有無		対応可能時間	
	輸送手段	要請者自らの輸送可否			備考		
費用負担	要請者の費用負担の可否			備考			
備考							

県受付日時 令和 年 月 日 時 分

【担当：要請受付係】

# 【救援物資要請受付書】

管理番号 0001

物資到着希望日時 令和 年 月 日 時 分

要請先	埼玉県	組織名	埼玉県	電話番号	048-830-8186
		所属	統括部物流オペレーションチーム	FAX 番号	048-830-8159
		担当者	要請受付係	メールアドレス	a8170-02@pref.saitama.lg.jp

要請者	市町村	組織名	さいたま市	電話番号	048-830-0000
		所属	防災課	FAX 番号	048-830-0000
		担当者	さいたま たろう	メールアドレス	a3165-00@pref.saitama.lg.jp

要請物資	品名	品目	数量	単位	物資入庫場所 (受入)	備考
	アルファ米	食料	5,000	食	下記入庫施設 1	
	乾パン	食料	10,000	食	下記入庫施設 2	

施設情報	入庫施設 1	所在地	〒000-0000 埼玉県熊谷市上川上 300				電話番号	048-830-8186
		施設名	埼玉県熊谷防災基地				担当者	山田 太郎
		大型車可否	有	リフト有無	無	対応可能時間	24 時間	備考
	入庫施設 2	所在地	〒000-0000 埼玉県さいたま市浦和区高砂 1-1-1				電話番号	048-830-8186
		施設名	(株)埼玉倉庫 埼玉倉庫				担当者	山田 三郎
		大型車可否	可	リフト有無	有	対応可能時間	8:00~19:00	備考
	入庫施設 3	所在地					電話番号	
		施設名					担当者	
		大型車可否		リフト有無		対応可能時間		備考
	入庫施設 4	所在地					電話番号	
		施設名					担当者	
		大型車可否		リフト有無		対応可能時間		備考

輸送手段	要請者自らの輸送可否	可	備考	
費用負担	要請者の費用負担の可否	可	備考	
備考				

県受付日時 令和 年 月 日 時 分

【担当：要請受付係】